

第1回定例会会議録

令和4年 3月 4日（金）

開 会 午前10時00分

―――日程第1 開会宣言―――

○議長（五味高明君） おはようございます。これより、令和4年第1回御代田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

―――諸般の報告―――

○議長（五味高明君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。
内堀議会事務局長。

（議会事務局長 内堀浩行君 登壇）

○議会事務局長（内堀浩行君） 書類番号1をお願いします。

諸般の報告

令和4年3月4日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案31件、報告1件が提出されています。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
4. 本定例会における一般質問通告者は、池田るみ議員ほか9名であります。
5. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次の2ページから23ページは、監査委員の例月現金出納検査及び定期監査報告書ですので、後ほどご覧ください。

24ページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、この場においては省略させていただきます。

以上です。

○議長（五味高明君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（五味高明君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議しておりますので、議会運営委員長より報告を求めます。小井土哲雄議会運営委員長。

（議会運営委員長 小井土哲雄君 登壇）

○議会運営委員長（小井土哲雄君） 報告いたします。

2月25日午前10時より、議会運営委員会を開催し、令和4年第1回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問等について審議日程等を決定したので報告いたします。

本定例会に町長から提出された案件は、議案31件、報告1件の計32件であります。一般質問の通告者は10名であります。

これにより、会期は、本日より3月16日までの13日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程については、書類番号1、25ページをご覧ください。

会期及び審議日程予定表

第 1 日	3 月 4 日	金曜日	午前 10 時	開会
				諸般の報告
				会期の決定
				会議録署名議員の指名
				町長招集の挨拶
				議案上程、議案に対する質疑
				議案の委員会付託
第 2 日	3 月 5 日	土曜日		議案調査
第 3 日	3 月 6 日	日曜日		議案調査
第 4 日	3 月 7 日	月曜日	午前 10 時	一般質問
第 5 日	3 月 8 日	火曜日	午前 10 時	一般質問
第 6 日	3 月 9 日	水曜日	午前 10 時	総務福祉文教常任委員会
第 7 日	3 月 10 日	木曜日	午前 10 時	総務福祉文教常任委員会

第 8 日	3 月 1 1 日	金曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 9 日	3 月 1 2 日	土曜日		休会
第 1 0 日	3 月 1 3 日	日曜日		休会
第 1 1 日	3 月 1 4 日	月曜日	午前 1 0 時	町民建設経済常任委員会
第 1 2 日	3 月 1 5 日	火曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 1 3 日	3 月 1 6 日	水曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑 討論 採決 閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。
26 ページになります。

総務福祉文教常任委員会

3 月 9 日 水曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

3 月 1 0 日 木曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

町民建設経済常任委員会

3 月 1 1 日 金曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

3 月 1 4 日 月曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

全員協議会開催日程

3 月 1 5 日 火曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

以上で報告終わります。

○議長（五味高明君） ただいまの議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 3 月 1 6 日までの 1 3 日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より 3 月 1 6 日までの 1 3 日間と決しました。

――― 日程第 3 会議録署名議員の指名 ―――

○議長（五味高明君） 日程第 3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

9番 茂木重幸議員

10番 池田るみ議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（五味高明君） 日程第4 町長より議会招集の挨拶を願います。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 議員の皆様には、年度末を迎えて何かとお忙しい時期にもかかわらず、ご出席を賜り、令和4年第1回御代田町議会定例会が開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

ここ数日、頭から離れないのがロシアによるウクライナ侵攻であります。どこか遠い国の話に聞こえる方も多いのかもしれませんが、エネルギー問題や食糧問題など、この侵攻がどのように決着しようとも、中長期で日本にも大きな影響を与えていくことだと思えます。そもそもロシアは日本にとっても隣国です。そういった中で、御代田町民の生命と財産をどのようにして守っていくのか、国家レベルと思われがちなエネルギー問題も町民の生命と財産という観点で見つめ直し、自治体として実行してくべき時が来たのではないかと考えております。新年度の当初予算において、その一端となる内容も出てまいりますので、後ほどご説明できればと思えます。

今議会の開会に先立ち、1日、メディア向けの予算案説明会、広報用語でいうところの記者レクを御代田町役場として初めて行い、予算案全体の話から新たな事業に関してまで、るるご説明いたしました。これまで、町は予算案等に関してメディアとのコミュニケーションを十分にとることができておらず、記事化されてもいまひとつこちらの予算編成意図が伝わっていないようなもどかしさがありました。今回は、早速、翌日に信濃毎日新聞さんが記事にいただきましたが、昨年までとは比較にならないほど、こちらの意図をしっかりと理解して書かれた記事であったと感じているところです。さらに、うれしいことがありました。記事の中に、省エネルギー関連の予算がついていることを知った町民からこんなツイートをいただきま

した。「エネルギー問題は国の政策だが、町として町民のためにできるエネルギー対策とは、発電やガソリン価格への支援よりもエネルギー使用を抑えるような断熱建築へのコスト支援もありだと納得しました」ということでした。記事の中身からここまでの確に読み取っていただいたことに大変うれしく思いました。メディアとのコミュニケーションをいとわず続けることの大切さを感じたところであります。

新年度予算のテーマは、一言で言えば、「町民の命と暮らしを守る種をまく」です。先ほどの町民ツイートではありませんが、従来、国の政策だと思われてきたようなことが町民の命を守る、暮らしを守ることに直結してきていますし、今後もその傾向は続いていくのではないかと、自治体それぞれの責任が重くなっているような感覚を持っております。一方で、当町の規模の自治体がすぐに大型事業を展開することにはいろいろな制約があります。スモールスタートから大きく育てていけるように、各種事業を展開してまいりたいと考えております。

令和4年度当初予算についてのお話を先にさせていただいておりますので、過去の例と多少順番は違いますけれども、計上しました主な事業について、数点申し上げます。

一つ目に掲げたいのが、住宅関連の補助事業についてです。

現在、住宅関連の補助事業は、御代田町空き家改修等補助金及び御代田町木造住宅耐震改修等補助事業の二つですが、いずれの補助事業の活用もこれまで低調でありました。私は、補助率や上限額が低すぎて空き家改修、耐震改修を促すのに十分ではないことがその要因ではないかと考えておりました。

今後、コロナ禍を通じた生活様式の変化による移住者の増加はますます強まると考えており、空き家の需要は飛躍的に高まると見込めることから、住宅所有者及び移住者の双方が利用しやすい事業にすることが肝要だと考えております。御代田町空き家改修等補助金及び御代田町木造住宅耐震改修等補助事業の制度を改正し、使いやすい内容とし、上限額も大きくいたしました。

さらに、今回、原油価格の高騰や国際情勢の変化を踏まえ、できるだけ石油由来のエネルギーに頼らないライフスタイルを確立することは、経済的にも、町民生活の安全のためにも急務であると考えました。

そして、エネルギー使用量の削減は、当然ながら地球温暖化防止等にも寄与することから、新たに御代田町住宅断熱性能向上リフォーム補助金を制定しました。

高齢者の皆さんが風呂場などでの急激な温度変化のために最悪死に至る、いわゆるヒートショック、これを防ぐ意味でも住宅の断熱性向上は極めて大切であります。工事代金の半額、上限50万円を支給します。

予算の相対としては、この3つの事業合計で現状では1,290万円を計上したところであります。

3つの事業、いずれにも該当するように改修工事を実施した場合、1件最大で250万円の補助を受けることができます。希望者が多い場合、予算の拡大も検討できますので、幅広くご活用いただければ幸いです。

また、これに関連し、役場庁舎がまだ竣工して4年の新しい建物であるにもかかわらず、断熱が不完全でむだなエネルギーを大量消費せざるを得ない現実があります。熱が最も逃げるのは窓ですので、役場庁舎北側の窓の改修を進めます。改修後、エネルギー消費量などのデータを取り、町民の皆様の啓発にもつなげてまいる考えです。

二つ目は防災対策です。

昨年12月議会で池田るみ議員から防災士資格取得費用への補助について質問を頂戴しました。新年度ではこれを予算化いたします。町内に防災士としての知識を持つ方が増えていくことは大変重要ですが、講習会の開催地が近くても松本市、また、主に首都圏であるため、費用が高額になりがちです。取得のための直接費用に、交通費、宿泊費なども加え、全体の半分を補助します。予算はわずか3人分ですが、こちらにも希望に応じ補正対応も検討します。町内に20ある区、もしくは町内に幾つかある自主防災組織からメンバーを送り出すような場合は、残りの半分を地元から出していただくと、さらにありがたいと思っています。

さらには、気象観測装置を現在は役場庁舎1か所でありまして、旧大沼の塩野、また、旧伍賀の豊昇の2か所増設する費用108万円を計上しておりますが、これによりまして、町内の旧3村それぞれに気象観測を行う態勢を作り上げ、きめ細かく把握してまいります。既存施設でありますけれども、防災行政無線システムについて、リプレイス経費、リプレイスということは置き換えですけれども、1,980万円も盛り込んでおります。

3点目に、健康推進を挙げたいと思います。

新規事業として、歯周病予防のための健診事業があります。歯の健康は、心臓病

や糖尿病などの悪化リスクに関係があることが多くの統計的事実から明らかとなってきております。東京都杉並区では、歯科検診の推進により国保会計が改善するという事象も起きており、町民の健康を守ること、医療費を節約することの両方を達成できる施策として期待が持てるところです。

ちょうどの年齢の方、35歳、40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象に、町が検診費を負担します。予算額の63万円は、対象年齢の方のうち15%が行ってくださることを想定しています。既に実施している自治体の県平均が10%ほどと聞いておりますが、広報やまゆりなどによる啓発も進めて高い受診率を目指してまいります。

また、精神障害者の皆さんへのケア充実のため、精神保健福祉士の新規採用に向けた人件費を予算化しております。

4点目として、コロナ禍における町民の生活を守る施策についてであります。

みよたん生活応援金事業につきましては、令和2年度、新型コロナウイルスの脅威を住民が一致団結の下に乗り越えるとともに、町内経済の活性化を図るため実施しました。新年度につきましても、新型コロナウイルスによる経済への影響を勘案し、実施してまいります。全ての住民を対象に1人1万円を給付するため、1億6,743万円を予算計上いたしました。

続いて、御代田町高齢者生活応援券事業は、6月1日の基準日において65歳以上の町民の方に、町内登録店で利用できる5,000円の応援券を支給し、日常生活の充実や生きがいとなる活動を支援する事業となります。

財源につきましては、地域における総合的な保健福祉政策の推進を図るため、新年度設置します地域福祉基金を活用し、単年度ではなく毎年継続した事業として、高齢者の外出の機会や日常の楽しみの一つとしてご活用いただく計画となっており、2,443万円を予算計上しました。

第8期介護保険事業計画においても、できる限り住み慣れた地域で人生の最後までで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指しており、その推進につながる町の支援策と考えて、中長期にわたり事業を実施してまいります。

さらに、私の公約の一つである高等学校等就学支援金事業についてです。

御代田町は、町内に高校がありませんので、町外の高校に通わざるを得ない状況であります。そのため、少しでも高校に通う保護者の皆さんの経済的な負担を軽減

させるとともに、次代の社会を担う生徒の健全育成に資することを目的として、高等学校等就学支援金を支給します。

就学支援金の対象者は、町内に居住し、高等学校等に就学している生徒の全ての保護者とします。支給対象期間は在学中の3年間を上限とし、支給金額は生徒1人当たり年間1万2,000円となります。令和4年度の対象者数は493人と見込み、591万円を予算計上しました。

少しでもご家庭の経済的な負担を軽減し、御代田町の将来を担う子どもたちが未来に向かって羽ばたいていてもらいたいという願いとともに、こうした施策により、高校生の皆さんに御代田町のまちづくりへの関心を持っていただければ幸いです。

既存事業ながら予算が大きく拡大するものとして、町単独予算による3億円道路整備事業が挙げられます。

各地域、関係諸団体からの要望や周辺の宅地化の状況、町の舗装長寿命化計画などを踏まえ路線を選定し、塩野地区の中籠西駒込線や塩野区内15号線をはじめとする20路線以上を予定し、予算額3億500万円を盛り込みました。今年度の同じ予算額は4,180万円でしたので、予算規模で7.3倍となります。

この事業は、道路補修にとどまらず、改良を加えた道路整備を町内全域において実施してまいります。町民全体の利便性向上にももちろん役に立ちますが、浅間山の噴火や地震など避難が必要になった場合の避難路の確保や、今年度は塩野で実施しましたがけれども、救急車の通行できない幅の道路を救急車が通れるように拡幅すること、また、高齢者福祉の観点から道路の段差をなくしていくことも進めてまいります。高齢者の皆様がデイサービスに行く場合、移動する車内では車椅子に乗ったままのことが多いわけですがけれども、道路のちょっとした段差が直接体の負担になると聞いております。こういったことを防いでまいります。防災や福祉の役に立つインフラ整備を今後も進めてまいります。

道路予算の大幅増に関連し、まちづくりの計画についても申しておきます。

1点目は、立地適正化計画です。

令和3年度、4年度の2年で策定させることとしております。都市計画マスタープランの高度化版として位置づけ、都市再生整備計画とともに事業に着手するための計画を策定します。国土交通省からの予算配分にも留意し、計画を策定したら終

わりではなく、私が先頭に立って国の予算獲得にも動いてまいります。

2点目は、都市計画道路の変更及びそれに付随する用途地域の変更に係る手続きに着手します。

東原西軽井沢線の整備を軸に、整備の未着手区間がある都市計画道路の見直し案を作成しました。令和4年度から令和5年度の2か年をかけて住民説明会等を実施し、住民の皆様の意見を反映しながら合意形成を図り、変更の手続きをしてまいります。

二つの計画関連で、あわせて1,598万円の委託料を予算計上しました。

以上が令和4年度当初予算に関連した新規事業、重点事業についてのご説明でした。

以後、最近のトピックスについて述べてまいります。

まずは新型コロナウイルス感染症についてです。

本年に入ってからだけで既に全国で300万人を超えた新型コロナウイルスの新規感染者数は、2月下旬になって2か月半ぶりに減少に転じ、多くの地域で減少局面に入ったとされています。しかし、減少のスピードは鈍化する一方で、1日の報告される亡くなった人の数は、2月4日には103人と100人を超えた後、2月22日には322人と初めて300人を超え、過去最多を更新しています。

このような状況の中、感染リスクを負いながら最前線で働いてくださっています医療従事者の皆様をはじめ、人との接触機会の低減から県外への往来自粛にご協力いただいている町民の皆様、また、感染防止対策の徹底や営業時間の短縮などにご協力いただいている飲食店をはじめとする事業者の皆様など、全ての皆様に改めて感謝いたします。本当にありがとうございます。

今後も原点に立ち返り、基本的な感染防止対策の徹底と感染リスクの高い場所での行動等について十分注意していただくよう、引き続きご協力をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種についてであります。

1月から開始しました新型コロナワクチン追加接種、いわゆる3回目接種については、3月2日現在の数字で5,408名の方が接種をされており、全人口比の接種率が34.1%となっています。

ワクチンは、ファイザー製と武田モデルナ製を使用しています。追加接種では、

初回接種と同じワクチンでも異なるワクチンでもその効果や安全性に大きな差はないことから、6カ月を経過した時点で打てるワクチンを速やかに接種していただくことをお勧めしています。

私は、2月26日に3回目として、武田モデルナ製ワクチンを打っていただきました。

また、小児対象の接種ですけれども、対象年齢が5歳から11歳で、接種間隔を3週間空けての2回接種、使用ワクチンは、小児用ファイザー製となっています。町の対象者は966名で、2月28日に接種券を発送しております。

今月9日から予約受付を開始し、15日火曜日から接種を開始します。使用ワクチンが12歳以上と異なることもあり、適切な接種に万全を期すため、12歳以上の接種とは日を分けて町内の病院での個別接種の体制を整えています。

予約は、12歳以上同様、ウェブ予約または電話予約となっています。電話が混み合い、つながりにくい時間帯もございますが、時間をおいておかけ直しいただければと思います。

続きまして、国民健康保険税の税率改正についてであります。

国民健康保険では、国民健康保険税の令和4年度課税分から資産割を廃止し、世帯に係る医療給付費分平等割を2,000円下げることとしました。

資産割については、以前より負担感と不公平感が増しており、県でも令和9年度までに県内で統一して廃止する方針としています。当町でも、昨年度、令和3年度課税分から7年かけて段階的に引き下げ、令和9年度までに廃止することとし、今年度が値下げ1年目でした。そういった決定をした後も、引き続き財政状況を元に資産割廃止案及び資産割以外の税率の見直しについて検討したところ、県が新たに国保税の県内統一方針を示す令和9年度まで、国保特別会計の健全な運営が可能であることが確認できた上で、仮に財源不足が生じた場合への対応として基金もあることから、資産割を予定より5年早く廃止し、あわせて世帯ごとに賦課する医療給付費分平等割を2,000円下げることとしました。資産割は、もともと賦課されていない世帯もありますが、平等割を下げることで、全ての世帯に値下げの効果が生まれることとなります。今回の改定で1世帯当たりの負担は、年間1万2,000円ほど減る見通しとなっております。

国保財政の維持は重要であります。財政状況を十分に協議するなど慎重な対応を

取りながら、令和4年度以降も税率の見直しについて検討を続けてまいります。

さて、本定例会に提案しました案件は、事件案2件、条例案10件、当初予算案11件、補正予算案8件、報告事項1件の計32件です。

事件案の2件については、公共施設の指定管理者の指定についてであります。

やまゆり共同作業所及び消防団第1分団詰所の2施設の指定期間が今年31日をもって満了となることから、4月1日からの5年間について、引き続き現行の団体を指定管理者に指定したいため、議会の議決をお願いいたします。

条例案10件の主なものについて申し上げます。

町の一般会計で設置及び管理をしてきました財政調整基金及び減債基金を除く9つの特定目的基金を見直した結果、基金条例の廃止2件、新設3件、一部改正1件を上程いたします。内容については、予算案のところで若干説明いたします。

このほか、非常勤職員の育児休暇の取得要件の緩和や育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を追加する職員の育児休業等に関する条例の一部改正、前倒しによる資産割の廃止などの保険税引き下げを行うため、国民健康保険税条例の一部改正など、合計4件を上程いたします。

令和4年度の当初予算案11件は、歳入歳出ともに最大限を見込み、新型コロナウイルス感染症対策に取り組みつつ、将来のまちづくりに備えた財政基金の見直しや大規模な道路改良工事に加え、環境問題に取り組む新たな事業も盛り込んで編成いたしました。

一般会計の予算総額は79億5,259万円でありまして、前年度に比べ15億4,833万円、24.2%の増加となっています。このうち8億6,478万円につきましては、基金の組み替えをする際、予算編成技術上、歳入歳出に金額を加える必要が生じるため、見かけ上の歳入歳出が膨らんでしまう分であります。

基金の組み替えについては、メインの基金である財政調整基金が長年の行政改革に加え、ここ数年のふるさと納税の大幅増により、29億円近くに膨らんできていることから、今後、積立てのめどを25億円と設定し、それ以上の部分を特定目的化すること、また、地域振興基金や中学校整備のために設置し、既に役割を終えている教育施設整備基金、同様に役割を終えている役場庁舎整備基金といった、いわば埋蔵金状態となっている基金が約5億9,000万円あります。さらには、昭和の終わり、平成の初めに行われたふるさと創生1億円事業で町に配布された1億円

のうち、まだ残っていた約5,600万円もあります。これらを足しますと10億円を超えますが、これを高齢者や障害者の福祉、健康増進に充てる地域福祉基金、学校給食の無償化を長年続けていくための学校給食運営基金、およそ20年後をめどに南北小学校を建て替えるための町立小学校建設基金、重要インフラを着実に整備していくための社会資本整備基金の4つに再整理し、資金を機動的に使っていく基盤を作ることとしました。

主な歳入では、町税が24億9,191万円の計上で、前年に比べ2億1,454万円の増額となっています。個人町民税は、給与所得の増を見込み8億2,319万円で、前年比3,444万円の増額、法人町民税は1億7,375万円で、前年比5,916万円の増額を見込みました。また、固定資産税は、新型コロナウイルス感染症に係る特例の終了や償却資産の増加などから12億952万円、1億675万円の増額で計上しております。

地方交付税についても、国の地方財政政策から増額を見込み13億7,800万円、7,800万円の増額計上としました。

国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び体制確保事業補助金で9,496万円、コロナ対応地方創生臨時交付金7,524万円の計上などで9億160万円、1億1,124万円の増額となっております。

寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金3億7,000万円を計上しました。本年度に新規返礼品を増やしたことなどから金額が伸びているため、1億7,000万円の増額を見込みました。

次に、主な歳出ですが、先ほど申し上げました主な事業とともに、コロナ感染症対策事業としてワクチン接種対策事業9,598万円、昨年度に引き続きテイクアウトの割引事業、半年分になりますが、これを990万円計上しています。

また、千葉県八街市の通学児童が巻き込まれた交通事故を受け、国土交通省が新設しております交通安全対策補助事業へ移行して実施する町道の七口線、また、谷地沢大塚線の歩道整備等の道路改良事業として1億9,066万円を計上しました。

さらに、ソフト事業としては、新型コロナウイルス感染拡大等により、様々な困難や課題に直面する女性を支援することを目的に、社会福祉協議会に委託し、訪問支援や寄り添った支援のための居場所づくりなどを実施するつながりサポート事業878万円を計上しております。

以上のとおり、令和4年度当初予算は、令和3年度に続き財政調整基金を繰り入れることなく予算編成をいたしました。

特別会計については、9つの特別会計の総額が38億9,811万円となり、前年に比べ1億2,955万円、3.4%の増となっています。

国民健康保険事業勘定特別会計は、高額療養費などの見込み減により2,042万円の減額、後期高齢者医療特別会計は、保険料の増額から1,780万円の増額となっています。公共下水道事業特別会計は、ストックマネジメント計画策定委託料や管路施設工事の増により1億3,156万円の増額となっています。また、公営企業会計であります御代田小沼水道事業会計は、資本的支出である建設改良費が増加したため増額となっています。

次に、令和3年度補正予算案は8件です。

一般会計補正予算案（第10号）は、歳入歳出総額にそれぞれ1億8,846万円を増額し、合計79億5,785万円とするものです。

主な歳入では、国の補正予算による普通交付税の追加交付により、地方交付税を1億2,742万円増額しております。また、県による見込みを反映し、地方消費税交付金1,440万円、法人事業税交付金1,190万円をそれぞれ増額しています。

歳出では、各種事業費の確定による減額と予算の黒字が予測以上であり、利率の高い町債については、早期解消するねらいから町債の繰上償還として1億1,353万円の増額を計上しました。

特別会計の補正予算につきましては、国民健康保険事業勘定特別会計など7会計において、事業費の確定等により合計2,303万円の増額をしております。

報告事項の1件は、令和4年度御代田町土地開発公社の事業計画と予算の報告についてであります。

旧鉄道用地の売却1件65万円を予算計上し、2月14日に開催された理事会で承認されましたので報告申し上げます。

以上、概要を申し上げますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、ご審議を賜り、原案どおりのご採決を頂きますようお願いを申し上げます。令和4年第1回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（五味高明君） これより議案を上程します。

――― 日程第 5 議案第 3 号 御代田町やまゆり共同作業所の

指定管理者の指定について―――

○議長（五味高明君） 日程第 5 議案第 3 号 御代田町やまゆり共同作業所の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） おはようございます。議案書の 5 ページをお開きください。

議案第 3 号 御代田町やまゆり共同作業所の指定管理者の指定について

下記の者を御代田町やまゆり共同作業所の指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

記といたしまして

施設の名称	御代田町やまゆり共同作業所
施設の所在	御代田町大字御代田 2 4 5 0 番地 1
指定管理者	社会福祉法人 御代田町社会福祉協議会
指定の期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで 5 年間になります。

令和 4 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

この 3 月 3 1 日で指定期間満了となるため、引き続き指定をするものでございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

中山議員。

○ 6 番（中山温夫君） 6 番の中山温夫です。よろしく申し上げます。

御代田町社会福祉協議会を指定先としていますが、令和 2 年度の決算で法人そのものの経常赤字が約 2,700 万円、元年度で約 1,600 万円という数字で、さらに数年来の赤字経営が続いている状況の中で、御代田町社会福祉協議会を指定管理者として選定した理由、根拠についてお願いしたいと思っております。

○ 議長（五味高明君） 阿部保健福祉課長。

○ 保健福祉課長（阿部晃彦君） 議員ご指摘のとおり、社会福祉協議会、決算では数年赤字経営が続いております。この赤字となっている原因であります介護保険事業については、現在、事業の見直しを図っているというふうに聞いております。

このやまゆり共同作業所だけで見ますと、運営については黒字経営となっております。この結果は、携わる職員の努力によるものが大きくて、利用者だけでなく保護者からの信頼も厚く、多くの利用希望があります。

仮に、指定管理者が変わった場合、これまでの 10 年間で利用者と信頼関係を築いてきた職員が変わることとなってしまって、場合によっては利用者の生活が一変するほどの混乱を招く恐れもあります。

このようなことを総合的に評価、判断し、指定管理者の候補者として選定しましたので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○ 議長（五味高明君） 中山議員。

○ 6 番（中山温夫君） 終わります。

○ 議長（五味高明君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第3号 御代田町やまゆり共同作業所の指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第6 議案第4号 御代田町消防団第1分団

詰所の指定管理者の指定について―――

○議長(五味高明君) 日程第6 議案第4号 御代田町消防団第1分団詰所の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

竹内消防課長。

(消防課長 竹内好則君 登壇)

○消防課長(竹内好則君) 議案書の6ページをお願いいたします。

議案第4号 御代田町消防団第1分団詰所の指定管理者の指定について

下記の者を御代田町消防団第1分団詰所の指定管理者として指定したいから、御代田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして

施設の名称	御代田町消防団第1分団詰所
施設の所在	御代田町大字塩野884番地1
指定管理者	御代田町塩野区
指定の期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和4年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

令和4年3月31日で指定期間が満了となるため、引き続き指定をするものでございます。ご審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第4号 御代田町消防団第1分団詰所の指定管理者の指定については、原案のとおり決しました。

―――日程第7 議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用

弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長(五味高明君) 日程第7 議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原春樹君 登壇)

○総務課長(荻原春樹君) 議案書7ページをお開きください。

議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案を、別紙のとおり提出する。

令和4年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の8ページ、改め文をご覧ください。

本案につきましては、地方行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に基づ

き、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組み、学校運営協議会を設置するに当たり、地方自治法第203条の2の規程に基づき、本条例において、委員報酬を規定するものであります。

改正の概要は、本条例で定めております別表中の社会教育委員の次に、学校運営協議会の委員、月額8,000円を加えるものです。

なお、本改正は、昨年の8月26日の臨時会において議決いただいた御代田町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をさらに改正するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

次の9ページは新旧対照表であります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第8 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第8 議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書10ページをお開きください。

議案第6号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和4年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の11ページ、改め文をご覧ください。

本案につきましては、令和3年8月10日に人事院が公表した国家公務員に係る妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和に係る事項が令和4年4月1日から施行されることに伴い、改正するものです。

改正の概要は、第2条及び第7条については継続的な勤務が見込まれる非常勤職員について、採用当初から休業が取得できることになる改正です。

また、第11条は、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等を、第12条は、勤務環境の整備に関する措置を新たに追加するものでございます。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行します。

議案書の12ページから13ページまでは新旧対照表です。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第9 議案第7号 御代田町役場庁舎整備基金の設置、

管理及び処分に関する条例を廃止する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第9 議案第7号 御代田町役場庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 議案書14ページをお開きください。

議案第7号 御代田町役場庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案について

御代田町役場庁舎整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を、別紙のとおり提出する。

令和４年３月４日 提出

御代田町長 小園拓志

次の１５ページをご覧ください。

本案につきましては、町の特定目的基金の見直しにより、役場庁舎整備事業の財源に充てることを目的に設置をしていました本基金条例について、初期の目的を達成したことに伴い、廃止をするものです。

附則として、この条例は令和４年４月１日から施行するものです。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第１０ 議案第８号 御代田町行政財産の目的外使用に

関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第１０ 議案第８号 御代田町行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書の１６ページをお願いいたします。

議案第８号 御代田町行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町行政財産の目的外使用に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和４年３月４日 提出

次の17ページ、お願いいたします。

本案につきましては、行政財産のうち、建物について目的外使用する場合の使用料を算定するための係数を改正するものでございます。令和元年10月に消費税率が10%へ引き上げられたときに改正すべきでしたが、改正していなかったため、今回、改正するものでございます。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

次の18から19ページ、こちらは新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第11 議案第9号 御代田町国民健康保険税条例の

一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第11 議案第9号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の20ページをお開きください。

議案第9号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和4年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

21ページが改正条例案、22ページから25ページが新旧対照表となっております。

改正の理由でございますが、今後の国保特別会計の財政運営を推計し、県が国保税の県内統一方針を新たに示す令和9年度まで安定した運営が確認できたため、資産割を廃止するとともに、医療給付費分平等割を2,000円下げる方針としました。

内容につきましては、国保運営協議会に諮問し、妥当であるとの答申をいただいたことから、令和4年度適用に向け、条例を改正いたします。

内容でございますが、国保税課税額の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、それぞれの資産割を廃止いたします。こちらが、第2条、4条、7条、9条の関係でございます。

医療給付費分の平等割を2,000円下げます。こちらは第5条の2の部分になります。

なお、平等割については、二つの軽減措置が取られていて、軽減額等を第23条第1項で定めております。そのため、それぞれの額を改正いたします。

附則ですが、第1条で施行期日を令和4年4月1日からとし、第2条で経過措置を設けています。

説明は以上です。ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩とします。

（午前11時02分）

（休 憩）

（午前11時11分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第12 議案第10号 御代田町地域振興基金の設置、

管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第12 議案第10号 御代田町地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の26ページをお開きください。

議案第10号 御代田町地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町地域振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

令和4年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

27ページが改正条例案、28ページが新旧対照表となっております。

改正の理由ですが、今後に備え、基金の見直しを実施するに当たり、福祉施策全般への使用を明確にするため、条例を改正いたします。

内容でございますが、名称を地域福祉基金とします。

また、第1条、設置目的を、総合的な保健福祉施策の推進に改めます。

附則、この条例は令和4年4月1日から施行いたします。

説明は以上です。ご審議をお願いします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第13 議案第11号 御代田町教育施設整備基金の設置、
管理及び処分に関する条例を廃止する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第13 議案第11号 御代田町教育施設整備基金の設置、
管理及び処分に関する条例を廃止する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

木内教育次長。

(教育次長 木内一徳君 登壇)

○教育次長(木内一徳君) 議案書の29ページをお願いします。

議案第11号 御代田町教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

令和4年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

本条例は、教育施設整備事業の財源に充てることを目的として、平成24年に基金の設置、管理及び処分について制定しましたが、中学校整備の目的を達成したこと、今後、基金の使途後、小学校建設に明確化するため、本条例を廃止いたします。

次の議案でご説明しますが、本条例の廃止に伴い、新たに御代田町立小学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定いたします。本基金に積み立てられている1億2,387万円については、小学校建設基金に積み替えいたします。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行いたします。

次の30ページは廃止文でございます。

説明は以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第14 議案第12号 御代田町立小学校建設基金の設置、

管理及び処分に関する条例を制定する条例案について―――

○議長(五味高明君) 日程第14 議案第12号 御代田町立小学校建設基金の設置、

管理及び処分に関する条例を制定する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

木内教育次長。

(教育次長 木内一徳君 登壇)

○教育次長(木内一徳君) 議案書31ページをお願いします。

議案第12号 御代田町立小学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

令和4年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

南北小学校は、昭和52年に開校して以来、約50年が経過しています。このため、両校の建て替え時期を20年後の令和24年度をめどとして南北小学校の建設事業の財源に充てることを目的として、町立小学校建設基金を設置します。両校が同時に建て替えられるよう、積立て目標を15億円として計画的に積立てしていきます。本条例は、その基金について、設置、管理及び処分について定めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行いたします。

次の32ページは制定文でございます。

説明は以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第15 議案第13号 御代田町学校給食運営基金の設置、

管理及び処分に関する条例を制定する条例案について―――

○議長(五味高明君) 日程第15 議案第13号 御代田町学校給食運営基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

木内教育次長。

(教育次長 木内一徳君 登壇)

○教育次長(木内一徳君) 議案書33ページをお願いします。

議案第13号 御代田町学校給食運営基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案について、別紙のとおり提出いたします。

令和4年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

給食費の無償化ですが、令和2年7月から新型コロナウイルス感染拡大に伴う子育て世代の負担緩和のため、開始しております。本年4月からは本格実施しております。

今後10年間をめどに安定的な学校給食の無償化を継続していくため、学校給食運営基金を設置いたします。町内小中学校の給食材料費1年分の約7,000万円のうち、教職分を除いた約6,000万円の半額、3,000万円を10年間基金を取り崩し、給食材料費に充当します。積立て目標を3億円とし、令和4年度に1億2,400万円を積立て、令和5年度以降はふるさと納税を原資として、毎年3,000万円を積み立てます。本条例は、その基金について、設置、管理及び処分について定めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行いたします。

次の34ページは制定文でございます。

説明は以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第16 議案第14号 御代田町社会資本整備基金の設置、

管理及び処分に関する条例を制定する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第16 議案第14号 御代田町社会資本整備基金の設置、

管理及び処分に関する条例を制定する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 議案書35ページをご覧ください。

議案第14号 御代田町社会資本整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例案について、説明します。

御代田町社会資本整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定する条例を、別紙のとおり提出いたします。

本条例は、現行の各種基金を見直し、新たに町民福祉の向上やまちづくりに必要な社会資本の整備等に関する財源に充てることを目的としております。

次の36ページをご覧ください。

条例案でございます。目的は先ほど述べたとおりでございます。

第2条は、積み立てる額は一般会計予算で定めます。

管理、第3条は、金融機関の預金、その他最も確実かつ有利な方法で保管します。

運用益金の処理、第4条につきましては、運用上生じた収益は一般会計予算に計上し、基金に編入します。

処分、第5条、整備等に要する財源に充てる場合は、予算を定め、その全部または一部を処分できるとします。

繰替運用、第6条、町長が財政上必要と認めるときは、歳計現金に繰り替えもできます。

委任、第7条は、本条例のほか必要事項は町長が別に定めます。

附則としまして、本条例は令和4年4月1日から施行いたします。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第17 議案第15号 令和4年度御代田町一般会計予算案について―――

○議長(五味高明君) 日程第17 議案第15号 令和4年度御代田町一般会計予算案

についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書37ページをお願いします。

議案第15号 令和4年度御代田町一般会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により令和4年度御代田町一般会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和4年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書の39ページをお願いいたします。

令和4年度御代田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79億5,259万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

次の第1表 歳入歳出予算につきましては、議案書とは別になっている資料番号

1のほうで説明いたしますので、資料番号1のほうをお開き願いたいと思います。
令和4年度一般会計当初予算内容という表になっているものでございます。

歳入の主なものを説明していきます。

款1町税です。こちらは全体としまして、前年比で9.4%の増となっております。

項1の町民税です。本年度予算額9億9,695万3,000円で、前年比較しますと9,360万6,000円の増となっております。こちら、個人町民税は8億2,319万6,000円で、給与所得の増を見込みまして、前年比で3,444万6,000円の増となっています。それから、法人町民税ですが、1億7,375万7,000円で、企業の申告状況、こういったことから前年比で5,916万円増額で計上しました。

次に、項2の固定資産税です。予算額で12億952万5,000円です。比較としまして1億675万7,000円の増です。こちらは新築家屋と償却資産の増加、それから、新型コロナウイルス感染症に係る特例の終了、こういったことから増額を見込みました。

続きまして、款2の地方譲与税から款10の地方特例交付金、こちらにつきましては、県の収入見込みから予算計上し、合計としましては1,002万2,000円の減額の予算となっております。

2ページ、お願いいたします。

款11の地方交付税です。予算額で13億7,800万円です。比較としまして7,800万円の増でございます。こちら、普通交付税につきまして、総務省の普通交付税の増額、こういった見込みから増額の交付を今回見込んでおります。

款15の国庫支出金です。項2の国庫補助金になります。本年度予算額3億9,652万8,000円で、比較しますと1億3,723万4,000円の増でございます。こちらはコロナ対応地方創生臨時交付金、こちらが7,524万4,000円ということで見込みまして、こちら、国の令和3年度補正予算の繰越事業であるため、今年度の予算の交付を見込んでおります。それから、国土交通省、道路局個別補助金としまして1億1,165万円ということで、こちら、新たに交通安全対策事業補助金、こちらを受けられたため、社会資本整備総合交付金から別に計上したものでございます。

続きまして、款18の寄附金です。予算額としまして3億7,650万3,000円です。比較としまして1億7,000万1,000円の増でございます。こちら、ふるさと納税寄附金としまして3億7,000万円、こちら、前年度の実績から1億7,000万円ほどの増を見込みました。

次に、3ページをお願いいたします。

款19の繰入金です。項1基金繰入金、予算額で9億4,598万4,000円です。比較としまして、8億6,010万円の増となっております。こちらの基金繰入金、財政調整基金からの繰入金3億9,090万円、それから、役場庁舎整備基金、教育施設整備基金、こちら廃止に伴う繰入れを見込んでおります。

歳入合計で79億5,259万9,000円の予算額となっております。

続きまして、4ページ、歳出をお願いいたします。

歳出の款の2の総務費です。項1総務管理費、本年度予算額11億98万5,000円です。比較しますと2億6,471万8,000円の増となっております。こちら、一番上のみよたん生活応援金事業としまして1億6,743万1,000円、こちら、国のコロナ対応地方創生臨時交付金、こちらを受けまして、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、影響を受けている経済、こちらを勘案しまして、町内経済の活性化を図るために行うものでありまして、住民1人につき1万円を給付するものでございます。それから、庁舎北側サッシ改修工事ということで1,500万円、こちら、省エネルギー対策、地球温暖化防止、そういったものにつながる断熱化でございます。

それから、款3の民生費でございます。項1社会福祉費です。予算額で11億224万円です。比較しまして1億5,599万4,000円の増となっております。こちら、中段にあります高齢者生活応援券事業2,443万円、こちら新規事業としまして、65歳以上の方へ5,000円のクーポン券を支給する事業でございます。それから、地域福祉基金積立金1億2,692万円、こちらの増によりまして増加しております。

項2の児童福祉費です。10億3,988万6,000円です。比較しますと1億1,711万7,000円の増となっております。こちら、大きなものとしては私立保育園、保育事業委託料としまして1億6,557万2,000円とあります。資料の中にありませんが、来年度から小規模保育所2園、こちらが新設されたことによ

りまして、地域型保育給付費、こちらが前年度比で6,330万円ほど増加しております。こういったことにより増えたものでございます。

それから、款4の衛生費、項1保健衛生費です。予算額で3億1,153万円です。比較しますと6,563万9,000円の増です。こちら、中段にあります新型コロナウイルスワクチン接種事業経費としまして9,598万4,000円、こちらは3回目のワクチン接種、こういったことによりまして、前年比としまして1,022万円ほど増えております。それから、予防接種事業経費、こういったことが増えたことによる増加でございます。

款7の商工費、こちらにつきましては、本年度9,886万7,000円で、前年度比較しますと1億2,097万2,000円ほど減少しております。こちらのほうは、令和3年度の当初ではプレミアム商品券事業としまして9,900万円計上されておりましたので、総額で減っております。こちらの内容につきましては、テイクアウト事業補助金、こちらのほうは4月から9月までの半年間の実施を予定しております。それから、龍神まつり補助金としまして、こちらはコロナウイルス感染予防対策、それから、新たなお祭りの企画を検討するために、前年比で300万円増額しております。

5ページ、お願いいたします。

款8土木費です。項1土木管理費です。本年度予算額5億2,443万円です。比較しますと4億8,058万7,000円の増です。こちらは、新たに設置された社会資本整備基金への積立金、このことから増加しているものです。

項2の道路橋梁費です。本年度予算額7億3,706万5,000円です。比較しますと4億4,558万8,000円の増です。こちら、町単独道路新設改良事業としまして3億500万円、こちら、町内全域の幹線道路から生活道路に至る道路改良工事に関しまして、計上したものでございます。予算規模で大きく拡大しております。それから、道路改良工事につきましても、前年比で6,110万円ほど増加しております。

続きまして、款9の消防費です。予算額で3億3,114万9,000円で、比較しますと4,418万6,000円の増です。こちらは消防団員の退職報奨金、それから、新たに分団運営補助金360万円、それと、団員報酬改定に伴う増加となっております。

款10の教育費、項1教育総務費です。予算額で1億9,902万8,000円です。こちら、比較しますと1億2,853万1,000円の増です。こちらは、一番上の高等学校等就学支援金591万6,000円です。こちらが、新規事業としまして高校等へ就学する生徒の保護者に対しまして、生徒1人当たり月1,000円の就学支援金を支給するものでございます。それから、新たに設置する町立小学校建設基金の積立金、こういったことから増加となっております。

項6の学校給食費です。予算額で2億8,749万2,000円、こちらが、学校給食運営基金の積立金、新たに設置される基金への積立金があることから増加したものでございます。

歳出合計で79億5,259万9,000円で、全体としまして24.2%の増となっております。

議案書のほうに戻っていただきまして、47ページの第2表 地方債のほうをお願いしたいと思います。

第2表 地方債です。

起債の目的、それから、限度額、続けて申し上げます。一般事業としましては900万円です。それから、公共事業等1億3,760万円、防災対策事業債としまして3,340万円、地方道路等整備事業が1億5,000万円、緊急浚渫推進事業としまして600万円、上水道事業で4,500万円、臨時財政対策債で1億2,658万8,000円で、合計5億758万8,000円の地方債を予定しております。

起債の方法につきましては、証書借入れまたは証券発行を予定しております。利率については年4%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率ということです。

償還の方法としましては、政府資金についてはその融資条件により銀行、その他の場合にはその債権者と協定するものとする、ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借り換えすることができるとしております。

当初予算の説明については以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

池田議員。

○10番（池田るみ君） 議席番号5番、池田るみです。3点について質問いたします。

1点目、予算書の119ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目4雪窓保育園費、説明欄の12060調査設計委託料550万円の委託内容について。

2点目は、157ページ、款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、説明欄の18050住宅リフォーム補助金500万円についてですが、町長の召集挨拶で、住宅断熱性向上リフォーム補助金ということでしたが、対象工事など詳細をお願いします。

3点目、160ページ、款8土木費、項5住宅費、目1住宅管理費、説明欄の14020町営住宅修繕工事1,540万9,000円の工事内容についてお聞きします。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、先に119ページの調査設計委託料についてご説明いたします。

雪窓保育園は、建設後28年が経過しております。中でも、給食室は老朽化が進み、給食の設備やスペース等などに支障をきたしている状況にあります。そのため、新たな給食室を作る必要があることから、その設計をするための予算となっております。

以上です。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） まず初めに、157ページのリフォーム補助金500万円の関係について、お答えいたします。

新たな事業として住宅断熱性向上リフォーム補助事業を新設したところでございます。住宅の全部または一部の居室、壁、床、屋根、開口部等の断熱性能を向上する改修工事に要する費用に対して補助します。補助率2分の1以内、上限50万円で10件の申請を見込んでおります。

開口部の単板ガラスを複層ガラスに変える工事、例としてですけれども、新たなサッシを設置し二重サッシとするような工事、屋根、小屋裏、壁、床等に断熱材、グラスウール、ロックウール、ポリスエチレンフォーム、ウレタンフォームなどの

断熱性能が認められる材料を設置する工事、そういった工事が対象となっており、

2 番目ですが、160 ページの町営住宅修繕工事 1,540 万 9,000 円の工事内容でございますが、町営住宅平和台団地の入居者の転居等に係る居室 2 2 戸の台所等の水回りの改修工事、床の張り替え工事等の費用でございます。そちらが 1,200 万円。また、桜ヶ丘団地、厚生住宅等を含めた給湯器、換気扇、便器等の交換工事に必要な経常的な修繕工事に係る費用として 330 万円、桜ヶ丘団地集会所の給湯器及び混合栓改修工事で 10 万円を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田議員。

○10 番（池田るみ君） 住宅リフォーム補助金についてなんですけれども、町長の召集挨拶では、空き家改修とか、耐震工事などと併用できるようなお話だったかと思うんですが、確認で、併用はできるのかどうか。また、移住者などが、住民票がない方も利用できるのかをお願いします。

それと、町営住宅の修繕工事のほうなんですけれども、平和台住宅の 2 2 戸改修して、平和台住宅の中での転居があるということだと思っておりますけれども、入居者が転居していなくなる棟数が分かればお願いいたします。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

こちらにつきましては、木造住宅耐震改修事業と空家改修事業を併用できます。また、補助対象者につきましては、町内に住所を有し、自己の居住する住宅に断熱性能の向上リフォーム工事を実施する人が対象になります。

それと、町営住宅、平和台の転居することによる棟数ですが、確か 1 棟は空き住宅になるというような予定になってございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田議員。

○10 番（池田るみ君） 住宅リフォーム補助金についてなんですけれども、これは単年事業を考えているのか、来年度、5 年度以降も継続事業となるのか。お願いします。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） こちらにつきましては新規事業なものですから、継続し

て実施していききたいというふうに今のところ考えております。

○議長（五味高明君） 池田議員。

○10番（池田るみ君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに。市村議員。

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。ちょっと項目が多いんですけども、順次質問をさせていただきます。

113ページ、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の私立保育所保育委託料1億6,557万2,000円、そして、続いて114ページ、地域型保育給付費1億671万7,000円、その次の115ページの中の子育てのための施設等利用給付補助金として5,052万3,000円、また、認定こども園振興経費の施設型給付費1,582万4,000円とありますけれども、それぞれの内容についてお願いしたいと思います。まず1点目。

次、147ページ、款6農林水産業費、項3農地費、目5多面的機能支払交付金事業費ということで、昨年度よりかなり増額となっております。増加しました団体も含めて、それぞれ団体の補助金額等と、それから、対象面積についてお願いいたします。また、今後、この申請団体というのが続いて、どこか、今、検討されているところがあるのか、その点についてもお願いしたいと思います。

続きまして、149ページ、款7商工費、項1商工費、目1商工振興費のテイクアウト事業応援補助金ということで990万円の6か月延長ということでありますけれども、その概要と990万円の算出根拠についてお願いしたいと思います。

続きまして、154ページ、款8土木費、項2道路橋梁非、目4町単独道路新設改良費3億5,000万円ということでありますけれども、この事業内容について、路線と単年度での実施になるのか、複数年度での実施なのか、その点についてお願いいたします。

続きまして、155ページ、目5道路メンテナンス事業費の1,300万円の事業概要についてお願いします。また、その下の目6交通安全対策補助事業費1億9,066万円の事業内容についてもお願いします。

続きまして、157ページ、先ほど住宅リフォームのことで質問がありましたけれども、500万円ということで新設事業ということでありますけれども、対象者が、今、10件見積もりだということでありますけど、非常に金額が大きい中で、

対象者が出てくるのではないかという中で、増えた場合の対応についてはどのように考えているのか、お願いします。

それで、空家改修等補助金、その下にあります360万円ですけれども、前回の話では昨年度で終わりというような話だったように思うんですが、今回、継続されて出てきているわけですけれども、予算の見積もりもちょっと大きいかなという中では、内容がどのように変わってきているのか、その点についてお願いいたします。

先ほど言っているように、款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費の住宅耐震改修補助金ということで、今回430万円ということで、今までの空き家改修も含めてですけど、補助率上限額が低かったというところでの見直しということでおっしゃられましたので、どのように今回変わってきているのか、その内容について、以上、お願いします。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、町民課からはまず113ページの私立保育所保育委託料についてからご説明いたします。

まず、私立保育所保育委託料につきましては、内訳ですが、たんぼぼ保育園、43名で9,258万円、保育園つくしんぼ、26人で7,298万円と見込んでおります。

114ページの地域型保育給付費でございます。小規模事業所おひさまで20人で3,744万円、新設されますアンジュール保育園で15名で2,830万円、こちらも同様に、新設されますおおきくなあれ保育園みよたで20人で3,927万円と見込んでおります。ほか、町外の保育園で、1歳児、2歳児、1名で168万円を見込んでおります。

115ページの子育てのための施設等利用給付補助金でございます。認可幼稚園の施設利用費としまして、杉の子幼稚園、95名で2,815万円、サムエル幼稚園で11名で331万円と見込んでおります。そのほか、町外の認可幼稚園3園で29名、836万円、ほかに、預かり保育料が580万円、認可外保育施設で488万円を見込んでおります。

115ページ、認定こども園の振興経費でございますが、小諸幼稚園6名で522万円、みすず幼稚園で14名、1,059万円と見込んでおります。

以上です。

○議長（五味高明君） 金井産業経済課長。

○産業経済課長（金井英明君） 産業経済課からは予算書の147ページの多面的機能支払交付金事業について、お答えいたします。

本年度事業を実施している団体は、塩野の下ノ平・梨ノ木灌水組合多面的機能推進部、馬瀬口多面的機能保全組織、草越多面的機能保全組織の3団体でしたが、令和4年度から豊昇・地藏河原多面的機能保全組合と児玉・城ノ内地区のこの2団体が新たに増えまして5団体となります。

それぞれの対象面積に対する補助金については、下ノ平・梨ノ木灌水組合多面的機能推進部につきましては、対象面積が2,155aに対しまして補助金109万4,740円、馬瀬口多面的機能保全組織、対象面積6,875aに対しまして補助金351万4,336円、草越多面的機能保全組織、対象面積1万204aに対して補助金515万4,872円、豊昇・地藏河原多面的機能保全組合、対象面積987aに対して補助金90万8,040円、児玉・城ノ内地区、対象面積1,100aに対して補助金55万8,800円となります。本年度より2,087a増えまして、5地区の全体では2万1,321aになります。交付金の対象額は1,123万1,000円を予算計上させていただいております。

今後の申請団体の状況につきましては、町全体の候補地区とすれば4地区ほど考えられます。現段階では、新規立ち上げのめどはたっていないような状況でございます。

続きまして、予算書の149ページのテイクアウト事業応援補助金の概要と算出根拠についてお答えいたします。

令和2年5月から実施しているこの事業は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて期間を延長してきました。第6波の感染拡大から長野県の新規感染者は現在も400人を超える状況が続き、新規感染者の減り方が鈍くなってきております。このことから、会食や外食など、外出機会の自粛傾向が強く残っているため、今月31日までとなっているテイクアウト事業応援補助金の対象期間を9月30日まで、6か月延長するものでございます。

予算は、令和3年4月から9月までの、昨年の4月から9月までの実績値983万円でしたので、これを参考に990万円という数字を算出しております。

以上です。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） まず、154ページの町単独道路新設改良費3億500万円の事業内容、そして、路線と単年度での実施か複数年度での実施かということでお答えいたします。

3億500万円の単独費、道路新設改良費につきましては、単なる補修にとどまらない交通安全や福祉、教育の観点をも踏まえた道路改良を目的に、各地区からの要望、町の舗装長寿命化計画、維持修繕が頻発している箇所などを総合的に判断した中で、最優先箇所の道路整備を本年度施工いたします。各地区の要望に応えられますように、塩野区内線からサンラインを結ぶ中竈西駒込線をはじめとする20路線以上の整備を予定してございます。補助的な幹線道路から生活道路に至るまで網羅していけるように進めているところでございます。

この路線整備によっては、道路拡幅のために用地買収が必要な場合もありますので、そういった路線につきましては、例えば初年度に測量設計、用地補償調査等、次年度に用地補償契約、3年度に改築工事など、2、3年かけて実施する路線もございます。また、今回予定している路線箇所が全てではありませんので、当面の間、継続的に進めていきたいというふうに考えております。単年度実施の場合は、比較的それほど大がかりな用地購入を必要とせず施工できる路線で、舗装路盤の改良や擁壁側溝の新設等による工事を実施していく予定でございます。

続きまして、155ページ、道路メンテナンス1,300万円の事業費の概要ということですが、そこから答えていきたいと思っております。

この事業は、前回の12月議会で令和4年度予定の点検業務を前倒しで実施する増額補正予算を組ませていただき、向原橋の補修工事とともに国土交通省に要望しましたが、点検調査業務については補助採択がされませんでした。そのため、本年度予算として改めて予算計上させていただいたものでございます。

続きまして、目6の交通安全対策補助事業費1億9,066万円の事業内容でございますが、こちらは国土交通省の令和3年12月の補正予算成立の際に、通学路の交通安全に係る緊急対策を目的として、新規に交通安全対策補助事業が創設されたことを受け、これまで国土交通省の防災安全交付金事業で継続実施している栄町地区のしなの鉄道横断地下道から西軽井沢地区までの町道七口線と、シチズンマシナリーと御代田中央記念病院の通りの谷地沢大塚線の2路線が通学路の緊急点検プ

プロジェクトにおいて改良が必要な路線となっていることから、本年度以降は交通安全対策補助事業の費目に移して実施します。通学路の交通安全に特化した特別補助事業を活用することで、これまでの重点的配分以上に国庫補助の内示率が高まることを期待しているところでございます。

最後に157ページの住宅リフォーム補助金500万円、それと、空家改修等補助金360万円、それと、住宅耐震改修補助金430万円と大きく見積もっているところから、またそれ以上に増えた場合ということで、まず最初に質問がありましたが、もしそうなった場合はもう補正で対応していくしかないかなというふうに考えております。

それぞれの補助金の交付概要、こちらについてお答えいたします。

住宅耐震改修補助金は、耐震診断を実施し、耐震基準を満たしていない木造住宅の耐震補強工事、設計費、補強計画に要する費用に対して補助します。補助率5分の4以内、上限100万円でございます。本年度は4件の申請を見込んでいます。また、耐震改修工事を実施した、壁、床、天井の統一的な美観維持にも必要な張り替え工事に要する費用に対して、補助率2分の1以内、上限30万円を補助します。1件の申請を見込んでおります。そのため、令和3年度と比較して増額となっております。

次に、新たな事業として住宅断熱性向上リフォーム補助金事業を新設しました。住宅の全部または一部の居室等の断熱性能を向上をする改修工事に要する費用に対して補助します。補助率2分の1以内、上限50万円でございます。10件の申請を見込んでおります。

次に、空家改修等補助金は、改修工事に要する費用に対しまして、補助率2分の1以内、上限を20万円から50万円に増額いたしました。令和4年度は3件を見込んでございます。これまで単独で利用できなかった家財等の処分等に係る費用に対する補助を、補助率2分の1以内、上限20万円単独事業として活用できるよう、制度も改正しておるところでございます。令和4年度は3件を見込んでいます。さらに、空き家を解体して土地利用を促進する解体工事に対しても、補助率2分の1以内、上限50万円といたしました。3件を見込んでおります。

また、現行の補助事業につきましては、令和4年3月31日までの時限付きの事業でしたが、コロナ禍の影響などによる移住者が増加しておりまして、現時点では、

空き家活用の需要が見込めるため、御代田町空家改修等補助金交付要綱の時限を令和5年3月31日まで1年延長したいというふうに考えてございます。

また、補助制度の要件である耐震基準を満たしていること、改修後の居住棟の要件について緩和し、空き家の所有者が活用しやすい制度にすることで、町内の空き家の解消及び有効活用を促進するものでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 児童福祉総務費の中での入園状況ということでありますけど、公設保育園も含めた中で定員に対して、今年度の入園状況についてお願いしたいのと、それで、待機児童というのはいるのか、いないのか、その点についてもお願いしたいと思います。

先ほど来、154ページの土木費3億5,000万円、それから、155ページの交通安全対策補助事業費1億9,000万円とかなり大きな事業費が盛りられている中で、一つ心配するのは、それを請け負う業者ってというのが充足するのか、事業費が本当に執行できるのかがちょっと、かなり今までとは違った、金額が大きいのでちょっと懸念するところですが、その点の見通しはどのようになっているのか、その点をお願いしたいと思います。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、お答えいたします。

定員に対しての充足率ということでございますが、令和4年3月現在の申請等を見ますと、公立、私立保育園ともに全ての保育園で定員を満たしております。

また、待機児童につきましては、現在いないということでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） 予算が大きく見込まれたということで、発注状況をご心配なされたということですが、単独事業につきましては、年度当初から現在も次年度に向けて、4年度に向けて準備をしているところでございますので、年度当初から早々に発注していきたいというふうに考えております。

また、交通安全対策補助事業につきましては、内示がまだ決定されておられませんので、いつもの内示率が低調だったということからも当初予算は大きく見込んでい

る部分がございますが、こちらにつきましても、それぞれ発注の状況を工夫して発注していきたいというふうに思っております。建設業者につきましては、なるべく町内の建設業者にお願いしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） ちょっと言い間違いかと思ったんですけど、2回目もあったので、3億5,000万円ではなく3億500万円でございますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 定数に対して、今、ほとんど定員満たっているということなんですけど、総数は何人とかってというのは出ますか。ごめんなさい。ちょっと言っていなかったんで数字があれなんですけど。

それと、住宅リフォーム新設もそうですし、空家改修等補助金、令和5年度まで1年延長して実施するという事で非常によかったとは思いますが、やはり周知を、かなり今回大きく内容が、町民の皆さんにとってはとてもよい方向で出てきておりますから、ぜひ周知方法っていうのを徹底していただきたいと思いますが、どのように考えているのか、その点についてお願いしたいと思いますが。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） 入園予定者数の総数ということでよろしいでしょうか。

現在のところ、公立、私立含めて434名が入園の予定となっております。

以上です。

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） 住宅の関係の補助事業、こちらにつきましては、ご指摘ありがとうございます。

周知方法につきましては、なるべくそれぞれのメディア等を通じて、しっかりと周知していかなければならないということ肝に銘じたいと思いますので、議員の皆様方におかれましても、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） 質疑の途中ではありますが、昼食のため、休憩とします。午後は

1時30分より再開します。

(午後 0時10分)

(休 憩)

(午後 1時30分)

○議長(五味高明君) 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

議案第15号の質疑を続行しますので、質疑のある方は挙手願います。

尾関議員。

○1番(尾関充紗君) 議席番号1番、尾関充紗です。

2点、質問させていただきます。

1点目。歳入62ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金の保育士等処遇改善臨時特例交付金における、処遇改善加算の対象者数を、また、保育園における人員配置基準、それに対する実際の配置人数をお聞きします。

2点目。歳出141ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節12委託料の農業振興地域整備計画総合見直し業務委託料577万6,000円について、業務内容を、また、こちらに農業者への意向調査や町民への事前説明会等を開催する費用なども含まれているのかお聞かせください。

○議長(五味高明君) 柳沢町民課長。

○町民課長(柳沢俊義君) それでは、まず62ページ、保育士等処遇改善臨時交付金のことについてご説明いたします。

対象につきましては、公立保育園は2園の会計年度任用職員の保育士23名、私立保育園は2園の保育士と給食職員等29名、小規模保育事業所は3園の保育士と給食職員等で30名を見込んでおります。

なお、当初予算につきましては、公立保育園分については計上しておりませんので、今後、補正予算等の対応でしていきたいと考えております。

また、保育園の配置基準についてでございます。

こちらは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づきまして、0歳児は、おおむね3人に対して保育士が1名、1歳児、2歳児は、おおむね6人に対して保育士が1名、3歳児は、おおむね20人に対して保育士が1名、4歳児、5歳児は、おおむね30人に対して保育士1名という配置基準になっております。

この基準に基づきまして、公立保育園の2園の配置状況でございますが、やまゆり保育園は、現在0歳児3名に対して保育士が1名、1歳児12人に対して保育士が2名、2歳児18人に対して保育士が3名、3歳児22人、加配児2名含みますが、に対して保育士が3名、4歳児23名、加配児童2名含みますが、に対して保育士が2名、5歳児27名、うち加配児童が1名に対して保育士が2名の計13名を配置しております。

雪窓保育園につきましては、0歳児4人に対して保育士が2名、1歳児6人に対して保育士が1名、2歳児29人に対して保育士が6名、3歳児45人に対して保育士が4名、4歳児59人、加配児童2名含みますが、に対して保育士が4名、5歳児53人に対して保育士が2名、合計19名を配置してございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 金井産業経済課長。

○産業経済課長（金井英明君） 農業振興地域の総合見直しの業務委託についてお答えいたします。

令和3年度と4年度の2か年で実施していますこの事業になりまして、本年度は基礎調査としまして、農業振興地域内の農地約1万筆の利用の状況について現地調査をするとともに、基盤整備事業をされた農地、また平成10年から平成2年まで農振調替えされた農地201筆を整理しています。

また、意向調査を農業従事者151名と、佐久浅間農業協同組合や千ヶ滝湯川用水、土地改良区などの農業団体に対して実施しております。意向調査については、今年度の予算でやっております。

令和4年度は、本年度の基礎調査を基に農地1筆ごと、農業振興地域の農地として継続または除外などを判断し、今後の土地利用の方向性について、農業委員会や農業振興地域、整備促進協議会、農協、各土地改良区、県担当者の意見を聞きながら事前協議を重ねて計画を作成してまいります。

業務委託料には、各協議段階での書類の作成や協議の際に同席をしていただく予算となっております。また、本申請の際に必要な計画書、図面など必要書類を作成していただく費用となっております。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関議員。

○1番（尾関充紗君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

中山議員。

○6番（中山温夫君） 6番、中山温夫です。お願いします。

まず、114ページです。款3民生費、項2児童福祉費なんですが、第三者評価委託料です。第三者評価については、施設はどこなのかということと、評価物の公表の仕方について、まずはお伺いしたいと思います。

それから、2点目です。款3同じく項2児童福祉費。ページ117、ページ120なんですが、やまゆり、それから雪窓保育園共に講習会の関係で負担金4万円ずつ予算計上されているわけですが、この研修については多分、外部研修の予算と考えているんですが。

保育士の方が短期間で退職せずに、やはり長く就労してもらえるようにするためには、OJTという事業所内研修だとか、それに伴ってのフィードバック研修、能力開発研修など事業所内の研修というのが重要と考えるが、その辺についてはどのようにお考えなのか。また、計画されているとするならば、その内容についてちょっと教えていただければというふうに思います。

それから、3点目です。ページ150です。款7商工費、項1商工費ですが、龍神まつりの関係です。先ほど来、ちょっと300万円増額されて1,000万円になったということで、コロナ対策ということもちょっとお聞きしたんですが、それ以外のところで具体的に計画されているようなものがあれば、教えていただければというふうに思います。

以上、3点です。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、お答えいたします。

まず1点目、114ページの第三者評価委託料についてございます。

対象施設は、公立保育園のやまゆり保育園と雪窓保育園です。

それから、評価後の公表につきましては、町のホームページにて行う予定となっております。

それから、まず、研修についてご説明したいと思います。

こちら、114ページのやまゆり保育園と雪窓保育園、それぞれ講習会負担金に

関するものですが、

まず、研修につきましては、保育所の勤続年数や役職、担当クラス等も踏まえた、専門的な研修を行っております。また、日々の業務の中で、指導案等の確認指導は主任保育士が行っております。

研修内容は、職場内での学年やクラスごとのミーティングなどで情報の共有を行っています。

また、園内研究として、園において年間で一つのテーマを決定しまして、話し合いを持って、その時々の子どもの姿に応じた支援の在り方、環境設定、そういったものを定めた研修を行っているということでございます。

OJTという決まった形はございませんが、これによって情報共有を行っているということでございます。

それにあわせて、保育士が短期間で退職せず、長く就労してもらえるようにはという工夫でございますが、長く就労してもらうための工夫の事業といたしましては、保育士の負担軽減をするために、園行事の見直し、それから内容の精査を行い、時間外勤務を極力減らす努力をしております。

また、週案、月案等の作成のシステム化を導入しまして、事務の軽減にもつなげております。

ほかには、交流会など保育士同士のコミュニケーションの強化を図るなど、メリハリをもった勤務が行えるように取り組んでいるところでございます。

また、私自身、課長がそれぞれの園に頻繁に赴きまして、様子を見聞きしまして、年1回には職員との面談の機会を設定しております、職員とのコミュニケーションを図るように努めているところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 金井産業経済課長。

○産業経済課長（金井英明君） 龍神まつりについてお答えいたします。

令和4年度の予算は、例年の補助金に300万円増額しておりますが、このうち250万円は、新型コロナウイルス感染症の予防対策費用でございます。

現時点では、会場の周辺にフェンスを設けて入退場口を絞り、消毒検温を実施する計画となっております。

また、残りの50万円につきましては、これまで事務局が主として祭りの内容を

企画してきたこともあってマンネリ化が問われていることから、祭りの企画、運営などの面において多様な意見を取り入れるとともに、将来的な龍神まつりの在り方などについても検討していくため、企画部会というものを設けまして、他の地域のイベントや祭りを視察、研修する経費として計上しております。

企画部会については、事務局も入れまして10名以内で構成しまして、実行委員会または、これまでイベントに携わった経験のある方を中心に考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 中山議員。

○6番（中山温夫君） 第三者評価の件なのですが、3年ぐらいに一遍なのか、隔年でやるのか、ちょっと分からないので、その辺を教えてくださいたいのと。

それから、総務費みたいところで一括で取っちゃっているんですが、保育園ごと取るものではないのかということをお聞きしたいと思っております、その辺をお願いします。

それから、龍神まつりの関係なのですが、企画部会というのは大体決まっていて、もうすぐ近く開いていく予定なんですか。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） 第三者評価は、おおむね5年に一度というふうに聞いております。実はここ3年、2年ほど新型コロナウイルスの関係で現場に入ることができませんでしたので、ここ3年、実は計上されておりますが、今回やりますと大体5年後ぐらいのイメージというふうに思っております。

それから予算につきましては、こちらはそれぞれの園というよりは、こども係で一括で事業契約を行いますので、この事業を一括で計上させていただいているところであります。

以上です。

○議長（五味高明君） 金井産業経済課長。

○産業経済課長（金井英明君） 企画部会については、実行委員会を開催いたしまして、実行委員会で承認を得た上でやっていきたいと思っておりますので、実行委員会のほうも近々やっていきたいというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 中山議員。

○6番（中山温夫君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第18 議案第16号 令和4年度御代田財産区

特別会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第18 議案第16号 令和4年度御代田財産区特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書207ページ、お願いいたします。

議案第16号 令和4年度御代田財産区特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、令和4年度御代田財産区特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書の209ページ、お願いいたします。

令和4年度御代田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,257万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

この予算につきましては、令和4年2月16日に開催しました御代田財産区管理会において同意を得ております。

議案書の210ページ、お願いします。

第1表 歳入歳出予算です。

歳入について。

款1財産収入、項1財産運用収入、本年度予算額286万9,000円です。こ

ちら、財産区の運用収入としまして、財産区有地の貸付料 280 万円、それから財政調整基金の預金利子、こういったことを見ております。項 2 財産売払収入。こちらにつきましては、1,000 円で科目設定をしております。

款 2 繰入金、項 1 基金繰入金です。予算額 970 万円です。こちらは、財政調整基金からの繰入金です。

款 3 繰越金、それから款 4 諸収入です。それぞれ 1,000 円ずつで科目設定しております。

歳入合計で 1,257 万 2,000 円の予算でございます。

次の歳出、お願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費です。予算額で 1,249 万 4,000 円。こちら、財産区有地の下刈り委託料 640 万円、それから同じく財産区有地の管理委託料としまして 400 万円、それから、管理会委員の報酬、それぞれ計上をしております。

款 2 の予備費につきましては、予算額 7 万 8,000 円で調製しまして、歳出合計 1,257 万 2,000 円で当初予算の内容になります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 19 議案第 17 号 令和 4 年度小沼地区

財産管理特別会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 19 議案第 17 号 令和 4 年度小沼地区財産管理特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君）

議案第 17 号 令和 4 年度小沼地区財産管理特別会計予算案について

地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、令和 4 年度小沼地区財産区特別会計

予算を別冊のとおり提出する。

令和4年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書の220ページ、お願いいたします。

令和4年度小沼地区財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ293万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

こちらは、令和4年2月16日付で小沼地区財産管理委員会の委員の同意を得ているものでございます。

221ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算です。

歳入について。

款1 財産収入、項1 財産運用収入です。本年度予算額1万2,000円を計上しております。こちら、管理地の土地の貸付料、それから預金利子等を見ております。項2の財産売却収入は、1,000円で科目設定をしております。

款2 繰入金、項1 基金繰入金です。292万円で、こちらは財政調整基金からの繰入金でございます。

款3 繰越金、款4の諸収入、それぞれ1,000円ずつ科目設定で計上しております。

歳入合計が293万5,000円です。

続きまして、222ページ、歳出についてです。

款1 総務費、項1 総務管理費です。予算額292万9,000円です。こちらは財産区の管理委託料として255万2,000円、それから管理委員の委員報酬などを計上しております。

款2の予備費です。予算額で6,000円で計上しまして、歳出合計の合計額は293万5,000円となっております。

説明は以上です。審議をよろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第20 議案第18号 令和4年度御代田町国民健康保険事業

勘定特別会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第20 議案第18号 令和4年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の228ページをお願いします。

議案第18号 令和4年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により令和4年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和4年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

230ページをお願いいたします。

令和4年度御代田町の国民健康保険（事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億1,390万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一次借入金の借入れの最高額は、3,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

231 ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算。

まず、歳入でございます。

款1、項1国民健康保険税、本年度予算額3億9,787万4,000円で、前年度比2.1%の減となっております。現年徴収率96.3%、被保険者の所得見込みにつきましては、令和3年12月と同額で見込んでおります。

款2使用料及び手数料、項1手数料、国保税督促手数料として17万円の計上でございます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、こちらは、システム改修予定されておりますが、補助率等示されていないため、科目設定の2,000円の計上となっております。

款4県支出金、項1県補助金10億6,265万6,000円で、前年度比2.3%の減となっております。こちらは、市町村が支払う保険給付費等に要する費用に対し、全額交付される普通交付金と、医療費の適正化に向けた取組や生活習慣病予防事業等の取組に応じて交付される特別交付金となっております。

款5財産収入、項1財産運用収入、こちらは基金の利子として10万5,000円でございます。

款6繰入金、項1他会計繰入金1億1,151万円で、前年度比2.8%の増でございます。一般会計からの繰入で、保険基盤安定の繰入金、これが主なものでございます。

款7、項1繰越金につきましては、4,000万円でございます。

款8諸収入、項1延滞金加算金及び過料、こちら128万5,000円でございます。項2受託事業収入、こちらは1,000円の科目設定。項3雑入につきましては、30万6,000円の計上でございます。

歳入合計16億1,390万9,000円でございます。

232ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、本年度予算額503万1,000円で、前年度比19.6%の減となっております。こちらは、委託料や通信運搬費が主なものでございます。項2町税費、賦課徴収費として420万4,000円の計上でございます。項3運営協議会費、こちらは19万4,000円で委員の報酬となっております。

款2保険給付費、項1療養諸費、療養給付費、療養費等で9億766万5,000円で、前年度比1.0%の減となっております。前年度実績に基づきまして、一般被保険者療養給付費、月額で7,481万5,000円での試算となっております。項2高額療養費1億3,204万7,000円で、前年度比8.8%の減でございます。こちらにも、前年度実績に基づきまして、月額1,097万2,000円での試算となっております。項3出産育児一時金630万4,000円で、こちら15件の計上となっております。項4葬祭諸費150万円で、こちらは30件の見込みでございます。項5傷病手当諸費、こちらは、新型コロナウイルス感染症による傷病手当金178万7,000円の計上となっております、10名分を予定しております。

款3国民健康保険事業費納付金、こちらは、市町村の被保険者数、所得水準、医療費水準等を加味した上で、県より示された金額でございます。項1医療給付費、こちらが3億500万9,000円で、前年度比5.9%の増でございます。項2後期高齢者支援金等、こちらが、1億1,352万8,000円で、前年度比2.5%の増でございます。項3介護納付金、こちら4,641万3,000円で、前年度比7.6%の増でございます。

款4保健事業費、項1特定健康診査等事業費1,599万円で、特定健康診査等の事業費となっております。項2保健事業費1,335万5,000円で、保健指導を行う職員の賃金と人間ドックの補助金等となっております。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金351万8,000円となっております。

233ページ、お願いいたします。

款6、項1基金積立金、こちらは11万円でございます。

款7、項1予備費5,725万4,000円の計上です。

歳出合計 16 億 1,390 万 9,000 円でございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第 21 議案第 19 号 令和 4 年度御代田町介護保険事業

勘定特別会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 21 議案第 19 号 令和 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の 255 ページをお願いいたします。

議案第 19 号 令和 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について

地方自治法第 211 条第 1 項の規定により令和 4 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

257 ページをお願いいたします。

令和 4 年度御代田町の介護保険（事業勘定）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11 億 5,482 万 4,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一次借入金の借入の最高

額は、2,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

258ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

まず、歳入でございます。

款1 保険料、項1 介護保険料、本年度予算額2億3,999万2,000円で、前年度比4.1%の増でございます。基準月額4,610円で、普通徴収の現年度徴収率94%での算定でございます。

款2 分担金及び負担金、項1 負担金155万1,000円で、前年度比6.1%の増でございます。介護予防事業を利用する皆様の負担金でございます。

款3 使用料及び手数料、項1 手数料、督促手数料として4万8,000円の計上でございます。

款4 国庫支出金、項1 国庫負担金1億8,523万5,000円で、前年度比0.8%の減でございます。介護給付費負担金で、在宅給付費の20%、施設給付費の15%の負担率となっております。項2 国庫補助金6,068万2,000円で、調整交付金と地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金、それから保険者努力支援交付金等となっております。前年度比5.3%の減でございます。

款5、項1 支払基金交付金2億9,044万8,000円で、前年度比0.9%の減でございます。こちらは給付費に要する費用の27%、地域支援事業費の27%の負担率でございます。

款6 県支出金、項1 県負担金1億5,514万8,000円で、前年度比1.9%の増となっております。こちらは在宅給付費の12.5%、施設給付費の17.5%の負担となっております。項2 県補助金951万6,000円で、前年度比13.6%の減で、地域支援事業交付金となっております。

款7 財産収入、項1 財産運用収入、こちら基金の利子としまして1万8,000円となっております。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金 1 億 8,368 万 4,000 円で、一般会計から介護給付費、地域支援事業等、低所得者保険料軽減分、また職員給与等への繰入力で、前年度比 4.9%の減でございます。項 2 基金繰入金、こちらは介護給付費の抑制を図るため、第 8 期 3 年間で 4,000 万円の基金を取り崩すこととなっております。令和 4 年度につきましては 1,330 万円の繰入れでございます。

259 ページをお願いします。

款 9、項 1 繰越金 1,235 万 3,000 円の計上です。

款 10 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料、こちら 2 万円の計上。項 2 サービス収入、こちらは 282 万 6,000 円の計上でございます。項 3 雑入、こちら 3,000 円で、歳入合計、11 億 5,482 万 4,000 円となっております。

260 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1、項 1 総務費、今年度予算額 1,639 万 1,000 円で、前年度比 7.9%の減でございます。こちらは、システム処理委託料や借上げ料、それから、佐久広域連合介護認定審査会負担金等の計上となっております。

款 2、項 1 保険給付費 10 億 4,734 万 2,000 円で、前年度比 0.4%の増となっております。介護サービス給付経費の増加が主な増の要因でございます。

款 3 地域支援事業費、項 1 包括的支援事業・任意事業費 3,833 万円で、前年度比 1.3%の増となっております。人件費や地域包括支援センターの運営経費、こちらが主な計上でございます。項 2 介護予防・生活支援サービス事業費 3,820 万 6,000 円で、前年度比 8.8%の減となっております。訪問型サービスや通所型サービスの委託料負担金等の計上でございます。項 3 一般介護予防事業 181 万 4,000 円で、介護予防普及啓発事業として、介護予防教室、生活サポーター養成事業、口腔機能向上教室等の経費でございます。

款 4、項 1 基金積立金、こちら 5 万円でございます。

款 5、項 1 諸支出金、50 万 3,000 円で、保険料等の還付経費となっております。

款 6、項 1 予備費 1,218 万 8,000 円の計上で、歳出合計 11 億 5,482 万 4,000 円でございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第22 議案第20号 令和4年度御代田町後期高齢者

医療特別会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第22 議案第20号 令和4年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 283ページをお願いします。

議案第20号 令和4年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により令和4年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算を、別冊のとおり提出する。

令和4年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

285ページをお願いいたします。

令和4年度御代田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,961万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

286ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算。

まず、歳入でございます。

款1、項1 後期高齢者医療保険料、本年度予算額1億5,260万6,000円。

こちらは、長野県後期高齢者医療広域連合の試算によりましての計上となっております。普通徴収の現年度徴収率96%で算定しております。

款2 使用料及び手数料、項1 手数料、督促手数料で2万円の計上でございます。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金4,398万4,000円で、こちらは、事務費や保険基盤安定、保健事業費に対する繰入れとなっております。

款4、項1 繰越金、10万円の計上でございます。

款5 諸収入につきましては、項1 延滞金、加算金及び過料で3万円。項2 償還金及び還付加算金で50万5,000円。項3 雑入で、236万8,000円の計上でございます。

歳入合計、1億9,961万3,000円でございます。

287ページをお願いします。

歳出でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費、本年度予算額143万2,000円で、こちらはシステムの保守委託料、通信運搬費が主な支出でございます。項2 徴収費、賦課徴収経費としまして、46万3,000円の計上でございます。

款2、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、こちらは1億9,332万3,000円で、前年度比16.3%の増となっております。こちらもちょうど広域連合から示された額での計上となっております。

款3 保健事業費、項1 健診事業費226万5,000円で、前年度比3.0%減でございます。後期高齢者の健診等の委託料等となっております。項2 保健事業費152万5,000円で、こちら人間ドックの補助金の計上でございます。

款4 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金50万5,000円の計上。

款5、項1 予備費につきましては、10万円の計上となっております。

歳出合計1億9,961万3,000円でございます。

説明は以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 2 3 議案第 2 1 号 令和 4 年度御代田町住宅新築資金等

貸付事業特別会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 2 3 議案第 2 1 号 令和 4 年度御代田町住宅新築資金等
貸付事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 2 9 7 ページをご覧ください。

議案第 2 1 号 令和 4 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案につ
いて

地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により、令和 4 年度御代田町住宅新築資金等
貸付事業特別会計予算を別冊のとおり提出いたします。

令和 4 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

2 9 9 ページをご覧ください。

令和 4 年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めると
ころによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 8 万 5, 0 0 0 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入
歳出予算」による。

次の 3 0 0 ページをご覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

上から順に予算額を申し上げます。

款 1 県支出金、項 1 県補助金、9 万 3, 0 0 0 円は、償還推進事業の補助対象と
なる 4 分の 3 相当の補助金でございます。

款 2 繰越金、1, 0 0 0 円は、前年度からの繰越し見込額でございます。

款 3 諸収入、項 1 貸付金元利収入 1 9 万円は、滞納分の収入見込額でございます。

項 2 延滞金、加算金及び過料 1, 0 0 0 円は科目設定でございます。

繰入金につきましては、廃款でございます。

したがいまして、歳入合計は28万5,000円となります。

次の301ページをご覧ください。

歳出です。

款1土木費、項1住宅費、28万5,000円は、消耗品、光熱水費、研修会費及び歳入見込みの一般会計の繰出金等でございます。

歳出合計も同額でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第24 議案第22号 令和4年度御代田町公共下水道事業

特別会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第24 議案第22号 令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書307ページをご覧ください。

議案第22号 令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

309ページをご覧ください。

令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億7,344万1,000円

と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

次の310ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

上から順に予算額を申し上げます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、2,418万4,000円は、受益者負担金、分担金の現年分及び滞納繰越分でございます。

款2使用料及び手数料、項1使用料、3億5,936万8,000円は、公共特環下水道使用料の現年分と滞納繰越分でございます。

項2手数料、26万円は、指定工事店の申請手数料と督促手数料でございます。

款3繰入金、項1他会計繰入金1億8,332万3,000円は、一般会計からの繰入れでございます。

款4繰越金、100万円は、前年度からの見込額でございます。

款5諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、28万円は、使用料負担金の延滞金でございます。項2雑入、2万6,000円は、金抜設計手数料等でございます。

款6町債、2億6,760万円は、公共下水道事業債、資本費平準化債等でございます。

款7国庫支出金、項1国庫補助金、3,740万円は、補助対象となる管路布設工事と本年度分の処理場改築工事に充てる社会資本整備総合交付金でございます。

したがいまして、歳入合計は8億7,344万1,000円となり、前年度と比較して1億3,156万4,000円の増額となります。

次の311ページをご覧ください。

歳出でございます。

上から順に予算額を申し上げます。

款1 土木費、項1 都市計画費、3億1,030万3,000円は、光熱水費、処理場の維持管理に伴う経費及び処理場の補修工事が主なものになります。

款2 公債費、5億6,213万8,000円は、記載元金及び利子の償還金でございます。

款3 予備費、100万円は歳入歳出の調製となります。

したがって、歳出合計、8億7,344万1,000円となり、前年度と比較して1億3,156万4,000円の増額でございます。

次の312ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為でございます。

上から順に申し上げます。

処理場施工監理業務、期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は1,720万円でございます。ストックマネジメント実施計画に基づく御代田町浄化管理センターの改築工事に係る工事監督管理業務でございます。

その下になりますが、処理場補修工事、期間、こちらも同じく令和4年度から令和5年度まで、限度額6,960万円でございます。こちらも同様にストックマネジメント実施計画に基づく御代田町浄化管理センターの改築工事でございます。どちらも2か年にわたり実施していくものでございます。

313ページをご覧ください。

第3表 地方債です。

起債の目的と限度額は、公共下水道事業が9,990万円、資本費平準化債が1億5,400万円、公営企業会計適用が1,370万円で、合計2億6,760万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 25 議案第 23 号 令和 4 年度御代田町農業集落排水事業

特別会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 25 議案第 23 号 令和 4 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 327 ページをご覧ください。

議案第 23 号 令和 4 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について

地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、令和 4 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

329 ページをご覧ください。

令和 4 年度御代田町の農業集落排水事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,864 万 9,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

次の 330 ページをご覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款 1 分担金及び負担金、項 1 分担金 51 万 8,000 円は、前年度の修繕工事費の 7%相当と事務費でございます。

款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料 825 万円は、使用料の現年分と滞納繰越分でございます。

項 2 手数料は、科目設定でございます。

款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金、1,957万8,000円は、一般会計からの繰入れとなっております。

款 4 繰越金 30万円は、前年度からの見込みでございます。

款 5 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料、項 2 雑入は、それぞれ科目設定でございます。

したがいまして、歳入合計は2,864万9,000円となります。

331 ページをご覧ください。

歳出です。

款 1 農林水産業費、項 1 農地費、1,092万5,000円は、主に光熱水費、処理場の維持管理経費でございます。

款 2 公債費 1,737万4,000円は、起債元金と利子の償還金でございます。

款 3 予備費 35万円は、歳入歳出の調製でございます。

したがいまして、歳出合計、2,864万9,000円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 26 議案第 24 号 令和 4 年度御代田町個別排水処理施設整備

事業特別会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 26 議案第 24 号 令和 4 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 339 ページをご覧ください。

議案第 24 号 令和 4 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について

地方自治法第211条第1項の規定により、令和4年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案を別冊のとおり提出する。

令和4年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

341ページをご覧ください。

令和4年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,188万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

次の342ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。

歳入でございます。

款1 使用料及び手数料、項1 使用料563万2,000円は、個別処理施設の使用料です。項2 手数料は、科目設定でございます。

款2 繰入金、項1 他会計繰入金615万1,000円は、一般会計からの繰入れでございます。

款3 繰越金10万円は、前年度からの見込みです。

款4 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料は科目設定でございます。

歳入合計は1,188万5,000円となります。

次の343ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1 衛生費、項1 保健衛生費、577万5,000円は、主に施設修繕料及び管理委託料でございます。

款2 公債費591万円は、起債元金及び利子の償還金でございます。

款3 予備費20万円は、歳入歳出の調製となります。

したがって、歳出合計は1,188万5,000円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第27 議案第25号 令和4年度御代田小沼水道

事業会計予算案について―――

○議長（五味高明君） 日程第27 議案第25号 令和4年度御代田小沼水道事業会計
予算案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書351ページをご覧ください。

議案第25号 令和4年度御代田小沼水道事業会計予算案について

地方公営企業法第24条第2項の規定により、令和4年度御代田小沼水道事業会
計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

353ページをご覧ください。

令和4年度御代田小沼水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和4年度御代田小沼水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水件数 4,300件

（2）年間総有収水量 79億4,000m³

（3）1日平均有収水量 2,175m³

（4）主な建設改良工事 上水道改良工事総事業費 1億6,854万2,000円。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予算額は、次のとおり定める。

(収入)

第1款 水道事業収益は1億9,943万9,000円で、前年度と比較して1,181万円の増額となります。その内訳としまして、

第1項 営業収益1億8,099万5,000円は、水道料金と消火栓管理料が主でございます。

第2項 営業外収益1,844万4,000円は、減価償却の国庫補助分でございます。

(支出)

第1款 水道事業費用は1億7,360万8,000円で、前年と比較して180万2,000円の増額となります。その内訳といたしまして、

第1項 営業費用1億5,437万4,000円は、浅麓水道企業団からの受水費、水道メーターの有効期限満了に伴う修繕費、それと職員4名分の総経費でございます。

第2項 営業外費用1,873万4,000円は、企業債利息及び消費税還付でございます。

第3項の特別損失はございません。

第4項予備費50万円でございます。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予算額は次のとおり定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額、資本的収支の差額1億3,620万7,000円は、建設改良積立金6,422万円及び損益勘定留保資金として、現金の出し入れを伴わない減価償却費から、長期前受金を差し引いた額7,198万7,000円で補填するものとする。

(収入)

第1款 資本的収入は7,064万円で、前年度と比較して5,790万5,000円の増額となります。内訳としまして、

第1項 企業債はございません。

第2項 工事負担金1,144万円は、新規加入金80件を見込んでおります。

第3項 補助金5,920万円は、寺沢浄水場建設工事に関する補助金でございます。

次の354ページをご覧ください。

(支出)

第1款 資本的支出は、2億684万7,000円で、前年度と比較して8,731万6,000の増となります。内訳としまして、

第1項 建設改良費1億6,908万7,000円は、西軽井沢地区の配水管布設工事及び寺沢浄水場建設工事費が主でございます。

第2項 企業債償還金は、3,576万円でございます。

第3項 予備費は200万円でございます。

(一時借入金)

第5条 一時的借入金の限度額は、1,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2,442万5,000円は、総経費の給料、手当、福利厚生費でございます。

(2) 公債費5万円は、塩野上宿用水組合の会合費でございます。

(たな卸し資産購入限度額)

第7条 たな卸資金の購入限度額につきましては、202万7,000円と定める。

検定満了となる水道メーター98件分の購入費でございます。

少し飛びまして、367ページをご覧ください。

令和4年度御代田小沼水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの現金の流れをお示したものでございます。

科目

I 業務活動によるキャッシュ・フローは、水道事業の売上げによる収入、仕入れによる支出、職員給料などの支出を示したものでございます。

原材料、商品またはサービスの購入による支出は、6,872万7,000円でございます。

人件費支出は、2,479万6,000円です。

その他の事業支出はございません。

営業収入は1億8,102万6,000円でございます。

負担金、補助金等収入は、ありません。

利息及び配当金の受取額は30万8,000円でございます。

利息の支払い額は444万5,000円でございます。

営業活動によるキャッシュ・フロー、8,336万6,000円となります。

続きまして、Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フローは、将来的な建設投資による支出、固定資産の売却、国庫補助金、受益者負担金などの収入を示したものでございます。

固定資産の取得による支出は1億6,854万2,000円です。

固定資産の売却による収入はございません。

国庫補助金等による収入は、5,920万円でございます。

受益者負担金等による収入は1,144万です。

したがって、投資活動によるキャッシュ・フローは、マイナス9,790万2,000円となります。

Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フローは、資金調達に関するもので、借入金による収入、返済による支出を示したものでございます。

企業債による収入はございません。

企業債の償還による支出は3,576万円でございます。

したがって、財務活動によるキャッシュ・フローはマイナス3,576万円となります。

よって、Ⅳ資金減少額が5,029万6,000円となり、Ⅴ資金期首残高、8億5,456万円に対して、資金減少額を超えますと、Ⅵ資金期末残高は8億4,26万4,000円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第28 議案第26号 令和3年度御代田町

一般会計補正予算案（第10号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第28 議案第26号 令和3年度御代田町一般会計補正予算案（第10号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） 議案書370ページをお願いします。

議案第26号 令和3年度御代田町一般会計補正予算案（第10号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度御代田町一般会計補正予算（第10号）を別冊のとおり提出する。

令和4年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

議案書の372ページ、お願いします。

令和3年度御代田町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億8,846万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億5,785万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

次の「第1表 歳入歳出予算の補正」のにつきましては、議案書とはまた別資料になりますけど、資料番号3のほうで説明したいと思いますので、よろしくお願

します。

令和3年度一般会計補正予算（第10号）の歳入についてです。

款2の地方譲与税から款9の自動車取得税交付金までにつきましては、こちら令和3年度の県の決算見込みが出ておりますので、そこから増額または減額といった補正をしております。

款11の地方交付税につきましては、補正額1億2,742万6,000円の増額を計上しております。こちら全て普通交付税でございます。内訳としましては、臨時経済対策費としまして3,831万円、それから、臨時財政対策債償還基金費としまして8,671万3,000円でございます。こちらの8,671万3,000円につきましては、減債基金へ積み立てなさいというものが交付されております。

続きまして、款15国庫支出金の項1国庫負担金です。補正額が3,072万6,000円の増額でございます。こちら、新型コロナウイルスワクチン接種対策費の国庫負担金としまして、3回目の接種委託料等についての補助でございます。

款16の県支出金、こちらにつきましては、1,464万5,000円の増額をお願いしております。こちら第6波対応事業者支援交付金としまして、1,440万円ということで、こちら事業者への直接支援分として県から交付されるものでございます。

2ページお願いいたします。

款19の繰入金です。項1基金繰入金です。補正額2,592万6,000円の減額補正です。こちら、役場庁舎整備基金繰入金、それから、ふるさと創生基金繰入金等事業費の減額に伴う減額補正でございます。

款22の町債です。こちらは2,460万円の減額ということで、事業完了による減額、それから起債の種類の変更による増額等あります。

こういった内容の補正になっております。歳入合計としまして、1億8,846万4,000円の増額をお願いしております。

続いて、3ページお願いいたします。

歳出についてです。

款2総務費、項1総務管理費です。補正額で6,028万2,000円の増額をお願いしております。内容について、急速充電器工事で、2,038万6,000円の減額をしております。こちら事業内容の見直しに伴う減額でございます。それから、

減債基金積立金としまして、8,671万3,000円ということで、こちら普通交付税で追加交付された分を基金へ積むものでございます。

款4衛生費、項1保健衛生費です。補正額で5,441万8,000円の増額でございます。こちら予防接種医師委託料ということで、5,014万4,000円、ワクチン3回目、それから5歳から11歳の初回接種、こういった経費を計上しております。

款7の商工費です。こちらは補正額で201万2,000円の増額をお願いしております。内容につきまして、2番目にあります第6波対応事業者支援補助金としまして、1,600万円を計上しております。こちら、県から示された業種に対しまして事業者当たり10万円の給付を予定しております。

4ページお願いします。

款10の教育費です。項4社会教育費です。4,257万1,000円の減額補正でございます。こちら、内容の一番下にあります文化財収蔵庫建設工事請負費としまして、3,520万円の減額をしております。こちら事業内容の見直しにより減額したものでございます。

款12の公債費です。こちらは、1億1,353万7,000円の増額をお願いしております。町債の償還の元金それから利子になっております。こちらは、銀行それから信用金庫、農協、こちらの借入金につきまして、繰上償還を実施するものでございます。

款14の予備費です。こちら補正額3,099万8,000円の増額をお願いしております。

歳出合計で1億8,846万4,000円の増額補正でございます。

議案書に戻りまして、377ページ、お願いします。

こちら第2表の繰越明許費になります。こちらにつきましては、合計で11事業、合計額で1億4,235万2,000円を計上しております。新型コロナウイルス感染症対策の補助金や感染拡大に対する支援金、また令和3年度、国の補正予算に関しまして、次年度以降の事業を前倒しした事業など、いずれも年度内の完了が見込めないため、繰越しを計上したものでございます。内容について説明いたします。

款2総務費、項1総務管理費です。事業が、しなの鉄道車両更新事業としまして30万5,000円です。こちら半導体不足により、年度内の完了が見込めないも

のでございます。項3住民基本台帳費です。こちら、住民基本台帳システム改修事業としまして357万5,000円です。こちら、マイナンバーカード所有者の転入手続のワンストップ化のシステム改修委託料でございます。

款6農林水産業費、項1農業費です。農業委員会運営事業としまして、12万円の計上でございます。こちらは、農業委員会が農地の利用集積の現状確認するためのタブレット、こちらの購入費用でございます。

その下になります農業振興事業としまして2,371万2,000円です。こちらは佐久浅間農協の野菜加工センターの増築改修に対する農業振興事業補助金でございます。

続きまして、款7商工費、項1商工費、こちらは、新型コロナ経済対策事業で1,600万円でございます。県の交付を受けて事業者へ給付する第6波対応事業者支援補助金でございます。

款8土木費、項2道路橋梁費です。社会資本整備総合交付金事業 橋梁修繕事業分です。こちらが8,300万円です。こちらは、向原橋の橋梁補修工事になります。その次になります。社会資本整備総合交付金事業 道路修繕事業です。こちら1,080万1,000円です。こちら、町道七口線の道路改良工事になります。

項4都市計画費です。立地適正化計画事業としまして、78万9,000円です。こちらは、立地適正化計画の策定業務委託料、この一部を繰越すものでございます。

款10教育費、項2小学校費学校保健特別対策事業として、北小学校分で90万円、南小学校分で180万円、それから項3中学校費で135万円ということで、こちら3校とも学校保健特別対策事業補助金、こちらを受けまして消耗品と備品を購入しまして、コロナの感染予防対策を図る事業でございます。

次に、議案書の378ページ、お願いします。

第3表の地方債補正になります。

まず、追加についてです。起債の目的、限度額につきまして、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業としまして、3,370万円をお願いしております。こちらにつきましましては、向原橋橋梁工事について、12月の補正予算では公共事業等債で計上しましたが、国の補正予算に係る緊急対策分となるために本地方債のほうへ組み替えるものでございます。

起債の方法、利率、それから償還の方法については、記載のとおりでございます。

続きまして、変更部分になります。

こちらの起債の変更につきましては、大部分が事業の完了の見込みに伴う減額になります。

まず、公共事業等債です。こちらは限度額 1 億 1,280 万円を限度額 7,470 万円へ減額するものです。こちら、追加分のほうへ組み替えたために減額しております。

それから、緊急防災・減災事業です。380 万円を 370 万円としております。

続いて、公共施設等適正管理推進事業です。こちらは 8,680 万円を 4,040 万円へ減額しております。こちら、エコールみよたの空調機器の工事につきまして計上してはいたしましたが、こちらは別の起債のほうへ組み替えたために減額しております。

続きまして、緊急浚渫推進事業です。こちら、2,000 万円を 1,250 万円へ減額しております。

地方道路等整備事業につきましては、2,300 万円を 2,520 万円へ。こちら、220 万円増額しておりますが、こちら設計変更により増額したものでございます。

上水道事業につきましては、630 万円を 290 万円へ減額しております。

それから、防災対策事業 80 万円を、こちらが 3,580 万円へ、こちら増額しております。こちらがエコールみよたの空調機器の工事費、こちらの防災基盤整備事業のほうへということで、こちらへ組み替えたものでございます。

補正の内容の説明については、以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

市村議員。

○12番（市村千恵子君） 議席番号 12 番、市村千恵子です。2 点ほどお聞きいたします。

397 ページであります。款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費の農業者向けみよたん給付金ということで 530 万の、ちょっと大きな減額になっているんですが。この減額の理由についてと。

次、400 ページなんですけれども、2 点目。款 7 商工費、項 1 商工費、目 1 商工振興費の第 6 波対応事業者支援補助金ということで、歳入のほうでもご説明いた

だきましたが、県補助金1,440万円ということで、事業者への直接支払いというお話でありましたけれども、この事業の概要と、それから対象者数と申請方法についてお願いいたします。

○議長（五味高明君） 金井産業経済課長。

○産業経済課長（金井英明君） 農業者向け給付金からお答えいたします。

昨年度の給付金対象は、農業収入が100万円以上で前年同期と比較して農業収入が減少している農業者105名に給付をいたしました。

本年度は農業収入の減少は要件とせず、農業収入が100万円以上の方を対象としております。

給付対象者の抽出については、令和2年の農業収入100万円以上の要件を満たす可能性のある方を税務課調べで180名と算出し、200名分2,000万円を計上しましたが、結果としまして147名の農業者の申請となりました。

申請期間は令和3年10月1日から12月24日までで、周知の方法は、広報やまゆり10月号、12月号とホームページ、みよたメール配信サービスにおいてお知らせをし、12月に入りましたら毎週月曜日にメール配信をしております。

また、農業委員会を通じて各地区の農業者への周知や、佐久浅間農業協同組合、トップリバーとベジアーツにチラシや申請書類を置くなど、農業者への周知にご協力をいただいたところです。

周知も十分にやってきたつもりでおりますが、結果として147名の農業者の申請となりました。

それと、第6波対応事業者支援補助金についてお答えいたします。

長野県では、新型コロナウイルス感染症第6波の到来を受け、県内事業者の経済活動にさらなる影響が出ていることを踏まえ、第6波対応事業者支援交付金が市町村に交付され、第6波対応の事業者向け給付金事業を実施するものでございます。

対象事業者は長野県から示された交付金算定対象業種を基準に、飲食業、宿泊業、道路旅客運送業、旅行業、結婚式場業など、農林漁業のうち農業者は法人、食料品製造業、飲料等製造業、飲食料品卸売業に該当し、原則として令和元年分または令和2年度分の年間事業収入が100万円以上である事業者に対し、一律10万円を給付するものです。

対象業者の見込みは、前回の事業者向けみよたん給付金申請者を参考に長野県の

算定対象業種に該当する事業者が150件ほどで、新規申請分を見込みまして160事業者分の予算計上をさせていただいております。

申請方法は、事業内容や営業実態が分かる書類を添付の上、申請いただくこととなりますが、前回の事業者向けみよたん給付金を申請されてから時間がたっていないということもありますので、確定申告書などの添付書類の一部省略を考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○12番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩します。開始時刻はブザーにてお知らせします。

（午後 2時58分）

（休 憩）

（午後 3時10分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第29 議案第27号 令和3年度御代田町国民健康保険事業

勘定特別会計補正予算案（第3号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第29 議案第27号 令和3年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の411ページをお開きください。

議案第27号 令和3年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第3号）について

地方自治法第218条第1項の規定により令和3年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を、別冊のとおり提出する。

令和4年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

413ページをお願いします。

令和3年度御代田町の国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ208万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,029万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

414ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正

まず、歳入でございます。

款1、項1国民健康保険税、補正額1,942万6,000円の増額でございます。こちら調定額の確定に伴います増でございます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、54万4,000円の増額でございます。こちらはマイナンバーカード取得促進啓発パンフレット等の作成補助金、それから、コロナによります減免に対する交付金等によりまして増額となっております。

款6繰入金、項1他会計繰入金、11万1,000円の増額。こちらは人件費の増に伴います増額補正となっております。

歳入合計2,008万1,000円の増額でございます。

415ページをお願いします。

歳出。

款1総務費、款3国民健康保険事業費納付金、こちらにつきましては、財源の変更となっております。

款4保健事業費、項1特定健康診査等事業費、補正額18万1,000円の増でございます。こちらは会計年度任用職員の費用弁償、こちらの増額補正でございます。

項2保健事業費、11万1,000円の増額です。こちら、一般職人事管理経費の増額でございます。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、実績を元に見込みまして 1 0 0 万円の増額でございます。

款 7、項 1 予備費、1,878 万 9,000 円の増でございます。

歳出合計 2,008 万 1,000 円の増でございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 3 0 議案第 2 8 号 令和 3 年度御代田町介護保険事業

勘定特別会計補正予算案（第 4 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 3 0 議案第 2 8 号 令和 3 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書の 4 2 2 ページをお願いいたします。

議案第 2 8 号 令和 3 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第 4 号）について

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により令和 3 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 4 号）を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

4 2 4 ページをお願いいたします。

令和 3 年度御代田町の介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ89万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,590万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

425ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

款1 保険料、項1 介護保険料、補正額553万8,000円の増額でございます。こちら、調定額にあわせた増となっております。

款4 国庫支出金、項2 国庫補助金、43万7,000円の減額。

それから、款5、項1 支払基金交付金、59万円の減額。

款6 県支出金、項2 県補助金、27万3,000円の減額。

款8 繰入金、項1 他会計繰入金、355万2,000円の減額につきましては、歳出、地域支援事業費の減額に伴います各負担率等に応じた減額となっております。

款10 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料、20万4,000円の増額で、こちらは実績に基づく増となっております。

歳入合計89万円の増額でございます。

426ページをお願いします。

歳出でございます。

款1、項1 総務費、補正額1万5,000円の増でございます。こちらは遠隔地の調査委託料の増額でございます。

款3 地域支援事業費、項1 包括的支援事業・任意事業費、93万3,000円の減額でございます。こちらは介護・任意事業の委託料の実績見込みからの減額となっております。

項2 介護予防・生活支援サービス事業費、196万円の減額でございます。こちらは新型コロナウイルスの影響により、通所型サービス等を中止したことによります減額となっております。

項3 一般介護予防事業、22万2,000円の減額でございます。こちらは高齢者の保険事業と介護予防等の一体的な実施事業を一般会計に組み替えたことによります減額補正となっております。

款5、項1 諸支出金、7万3,000円の増額でございます。こちらは前年度返

還金額の確定に伴います増額となっております。

款 6、項 1 予備費、391万7,000円の増額でございます。

歳出合計 89 万円の増額でございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 3 1 議案第 2 9 号 令和 3 年度御代田町後期高齢者

医療特別会計補正予算案（第 3 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 3 1 議案第 2 9 号 令和 3 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書 4 3 5 ページをお開きください。

議案第 2 9 号 令和 3 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第 3 号）について

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により令和 3 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

4 3 7 ページをお願いします。

令和 3 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 4 4 万円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,881万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

438ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正

まず、歳入でございます。

款1、項1後期高齢者医療保険料、補正額643万円の増額でございます。こちらにも調定に基づきます増額補正でございます。

款5諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、こちらは1万円の増額でございます。こちらにも収納見込みによる増額補正でございます。

歳入合計644万円の増額でございます。

439ページをお願いします。

歳出。

款2、項1後期高齢者医療広域連合納付金、644万円の増額でございます。徴収しました保険料等を広域連合へ納付するための増額補正でございます。

歳出合計644万円です。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第32 議案第30号 令和3年度御代田町住宅新築資金等

貸付事業特別会計補正予算案（第1号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第32 議案第30号 令和3年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 議案書444ページをご覧ください。

議案第30号 令和3年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案(第1号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和3年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)を、別冊のとおり提出する。

令和4年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

446ページをご覧ください。

令和3年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ37万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の447ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入でございます。

款1 県支出金、項1 県補助金、8万6,000円の減額は、補助対象事業費の確定によるものでございます。

款2 繰越金、7万円の増額は、当初見込みからの増でございます。

款3 諸収入、項1 貸付金元利収入、6万3,000円の増額は、本年度末の収入見込み額でございます。

款4 繰入金、項1 他会計繰入金、41万7,000円の減額は一般会計からでございます。

したがって、歳入合計は37万円を減額し、総額36万4,000円となります。

次の448ページをご覧ください。

歳出でございます。

款 1 土木費、項 1 住宅費、37 万円の減額は、旅費に変わるウェブ会議の開催や職員の直営作業による債務者状況調査の委託料が不要になったことによるものでございます。

したがいまして、歳出合計が 37 万円を減額し、総額 36 万 4,000 円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 33 議案第 31 号 令和 3 年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第 3 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 33 議案第 31 号 令和 3 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 453 ページをご覧ください。

議案第 31 号 令和 3 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第 3 号）について

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

455 ページをご覧ください。

令和 3 年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ470万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億7,847万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

次の456ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入でございます。

款1 分担金及び負担金、項1 負担金、173万1,000円の減額は、受益者負担金の面積確定による調定額の確定でございます。

款3 繰入金、項1 他会計繰入金、187万5,000円の減額は、一般会計からの繰入金でございます。

款6 町債、110万円の減額は、公営企業会計適用債の事業確定によるものでございます。

したがって、歳入合計は470万6,000円を減額し、総額8億7,847万5,000円となります。

次の457ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1 土木費、項1 都市計画費、470万6,000円の減額は、処理場維持管理委託料と公共下水道維持補修工事の事業確定によるものでございます。

款2 公債費につきましては、増減はございません。

したがって、歳出合計は470万6,000円を減額し、総額8億7,847万5,000円となります。

次の458ページをご覧ください。

第2表 繰越明許費

款 1 土木費、項 1 都市計画費、事業名は公共下水道建設事業、金額は 8,620 万円でございます。ストックマネジメント計画に基づく管渠のカメラ調査と処理場改築のための詳細設計を次年度に繰り越して実施いたします。

次の 459 ページをご覧ください。

第 3 表 地方債補正

変更いたします。起債の目的は、公営企業会計適用でございます。補正前の限度額を 700 万円から 110 万円減額しまして、補正後の限度額を 590 万円といたします。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じでございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第 3 4 議案第 3 2 号 令和 3 年度御代田町農業集落排水事業

特別会計補正予算案（第 1 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 3 4 議案第 3 2 号 令和 3 年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 465 ページをご覧ください。

議案第 3 2 号 令和 3 年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案（第 1 号）について

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を、別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

467ページをご覧ください。

令和3年度御代田町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,989万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の468ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入でございます。

款3繰入金、項1他会計繰入金、52万7,000円の増額は、一般会計からの繰入れでございます。

款4繰越金、67万3,000円の増額は、事業確定によるものでございます。

したがって、歳入合計は120万円を増額し、総額2,989万3,000円となります。

次の469ページをご覧ください。

歳出でございます。

款1農林水産業費、項1農地費、120万円の増額は、処理場の原水ポンプ層のフロートスイッチ交換、流入流量積算記録計などの修繕が年度内に必要となったことによる費用でございます。

款2公債費については、増減はございません。

歳出合計120万円を増額し、総額2,989万3,000円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

――― 日程第 3 5 議案第 3 3 号 令和 3 年度御代田町小沼

水道事業会計補正予算案（第 4 号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第 3 5 議案第 3 3 号 令和 3 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 4 号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 4 7 4 ページをご覧ください。

議案第 3 3 号 令和 3 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 4 号）について

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により、令和 3 年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

4 7 6 ページをご覧ください。

令和 3 年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入の補正）

第 1 条 予算第 4 条中に定めた資本的収入の予算額を次のとおり補正する。

資本的収入につきましては、第 6 1 款資本的収入、第 1 項企業債、2 9 0 万円の増額は、水道事業債の利用による増額をお願いいたします。

第 2 項、工事負担金については、増額はありません。

第 3 項、補助金、3 4 0 万円の減額は、一般会計出資債の事業債確定による減額をお願いいたします。

したがいまして、補正額の合計は 5 0 万円の減額で、総額 1, 5 3 3 万 5, 0 0 0 円となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第5号から議案第33号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

―――日程第36 報告第1号 令和4年度御代田町土地開発公社事業計画

及び予算の報告について―――

○議長(五味高明君) 日程第36 報告第1号 令和4年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告についてを議題とします。

報告を求めます。

内堀企画財政課長。

(企画財政課長 内堀岳夫君 登壇)

○企画財政課長(内堀岳夫君) 議案書479ページをお願いいたします。

報告第1号 令和4年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告について 令和4年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算を、令和4年2月17日御代田町土地開発公社理事会において決定し提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項により、別紙のとおり報告する。

令和4年3月4日 提出

御代田町長 小園拓志

481ページをお願いいたします。

令和4年度御代田町土地開発公社事業計画でございます。令和4年度御代田町土地開発公社の事業計画を次のとおりとする。

1. 用地売却計画

(1) 用地名 旧鉄道用地

(2) 売却予定面積 313.0 m²

(3) 売却予定金額 65万3,857円です。

こちらは、現在、所有している旧鉄道用地の売却を予定しております。

次の482ページをお願いいたします。

令和4年度御代田町土地開発公社当初予算でございます。

総則第1条 令和4年度御代田町土地開発公社の予算は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出です。

第2条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入。

第1款事業収益です。65万4,000円です。こちら、土地の売却収入でございます。

第2款事業外収益、1,000円です。こちら、預金利子になります。

収入合計で65万5,000円の予算となっております。

次に支出です。

第2款販売費及び一般管理費です。18万3,000円で、こちらは法人、町県民税、それから、役員報酬などを計上してございます。

支出合計で18万3,000円。

収益的収入支出の差引額については47万2,000円となっております。

次の483ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出については、ありません。

次の484ページから487ページにつきましては、ただいま説明しました事業計画の明細でございます。

それから、488ページから490ページ、それぞれ、予定の損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、491ページから附属明細書となっております。こちらについては、後ほどご確認をお願いいたします。

以上のとおり、報告いたします。

○議長（五味高明君） 以上で報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって令和4年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告を終わりにします。

以上で、本日の議事日程を全て終了しました。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午後 3時41分